

福岡県公民館大会



求菩提山中宮と迦陵頻伽



八屋祇園



求菩提山天狗像

第34回

(表紙切絵)

米 谷 剛 作

求菩提山中宮と迦陵頻伽

求菩提山は、かつて山岳宗教のさかんな山で中宮の国玉神社（旧護国寺）をはじめ山中各所に貴重な遺構を残している。その山麓の岩洞窟には優雅に極楽浄土を舞う迦陵頻伽の像が刻まれている。

八 屋 祇 園

4月29日から5月1日にかけて行なわれる夏祭り、天平12年藤原広嗣の乱に出兵した土地の豪族紀宇磨の凱旋行列を模したと伝えられている。大船形・飾山・踊車が練りまわり終日にぎわう。

求菩提山天狗像

修験道と深い関わりを持つ天狗は、もともと仏法を防げる魔性であったが、深山に住み、空をとび武技に達することから山伏に信仰された。求菩提の天狗像も兜巾をいただき、山伏装束に身をつつんだ姿であらわされている。

柴燈護摩修法

火と煙の祭典、護摩修法は智の炎でまよいの薪を焼き清める密教の修法で、求菩提では毎年春秋2回行なわれている。

如法寺仁王と千手観音

如法寺を訪れると、最初にもかえてくれるのが仁王像。仏法を守護するため山門に立つこの像は藤原末期の作と言われている。またその東北に位置する千手観音は乳の観音として、古くから深い信仰を集めている。

第34回

福岡県公民館大会

主催

福岡県公民館連合会

福岡県教育委員会

豊前市教育委員会

行橋市教育委員会

京築(豊前市・行橋市・築上郡・京都郡)地区公民館連絡協議会

築上郡・京都郡地教委連絡協議会

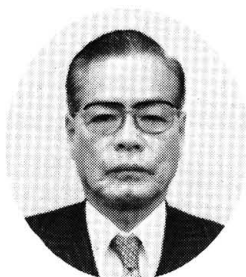


目 次

第34回福岡県公民館大会に寄せて	1
第34回福岡県公民館大会開催要項	2
昭和61年度公民館優良役職員表彰一覧	6
昭和61年度優良公民館表彰一覧	12
分科会事例発表要旨	21
参 考 資 料	55
(1) 県内公立公民館一覧	
(2) 「福岡県における公民館の事態とその考察」—これからの公民館の姿を求めて— 〈公民館福岡—第69号—〉 抜すい	



第34回 福岡県公民館大会に寄せて



福岡県公民館連合会会長 鏑 水 速 太

本日、ここに県内各地から関係者多数の参加のもと、第34回福岡県公民館大会をこのように盛大に開催できますことは、ひとえに関係者各位の御尽力と御協力の賜であり、衷心から深く感謝申し上げる次第であります。

さて、近年の急激な社会の変化に対応する教育制度の改革をめざす臨時教育審議会から、「教育改革に関する第二次答申」が本年4月に提言があり、その中で生涯教育の必要性が強調されています。このことは、社会教育関係者が永年にわたって研究し、実践してきた成果及び理念が改めて評価されたものといえますとともにこれからの社会教育の方向及び公民館のあり方が示唆されたといえます。

すでに、福岡県教育委員会では59年度から「福岡県生涯教育推進会議」が設置され、本県の生涯教育推進の基本構想策定の具体的検討が進められております。

しかしながら、生涯教育推進の中心は何といても市町村であり、その拠点には公民館であります。

それだけに、各市町村においては、今まで以上に生涯教育時代に対応できる公民館のあり方についてご研究いただき、教育機関としての公民館の役割や機能をより一層高めるよう期待するものであります。

このようなことから、本大会は「生涯学習を推進する公民館の役割・機能を考える」をテーマに掲げ、地域住民の生涯各期にわたる学習ニーズに応える学習機会や場の提供を図るとともに各種の学習情報の提供、学習相談体制の確立、コミュニティづくりのための実践活動等今後の公民館のあり方について研究協議を行うことといたしました。皆様方の熱意ある討議が行われますよう期待しております。

おわりに、本大会の開催を快くお引き受けいただいた地元豊前市をはじめ京築地区の関係者の皆様に、心から感謝の意を表しまして巻頭のごあいさつといたします。

第34回 福岡県公民館大会開催要項

1. 趣 旨

今日の社会の変化に対応する教育のあり方として、生涯教育が提唱され、社会教育の分野でも生涯教育の視点に立った推進が強く求められている。とりわけ社会教育の中心施設である公民館は、人びとが生涯にわたり学習をしていく拠点となるべき施設として重要視されてきている。

このような中において、地域社会における人びとの学習要求に応えるための拠点として、また地域づくりのための拠点としての役割・機能を十分備え持つことは、これからの公民館の大きな課題である。

そこで、県下の公民館関係者が一堂に会し、生涯学習を推進するためのこれからの公民館のあり方について討議を深め、もって公民館の振興・発展に資する。

2. 大会テーマ

「生涯学習を推進する公民館の役割・機能を考える」

3. 主 催

福岡県公民館連合会、福岡県教育委員会、豊前市教育委員会、行橋市教育委員会、京築（豊前市・行橋市・築上郡・京都郡）地区公民館連絡協議会、築上郡・京都郡地教委連絡協議会

4. 後 援

福岡県、豊前市、福岡県市長会、福岡県町村会、福岡県市町村教育委員会連絡協議会、福岡県社会教育委員連絡協議会、福岡県視聴覚教育協会、福岡県青少年問題協議会、福岡県PTA連合会、福岡県郡市婦人会連絡協議会、福岡県青年団協議会、福岡県子ども会連合会、福岡県明るい選挙推進協議会、福岡県貯蓄推進委員会、豊前市青少年育成市民会議

5. 期 日 昭和61年5月30日(金)

6. 会 場 豊前市体育館（主会場）ほか

7. 参 加 者 約1,000名

公民館利用者、自治（町内）公民館関係者、社会教育委員、公民館運営審議会委員、地方行政関係者、公民館職員

8. 日 程

9:30~10:30	受付	
10:30~11:15	大会式典	
	開会のことば	福岡県公民館連合会副会長
	主催者あいさつ	福岡県公民館連合会長 福岡県教育委員会教育長 豊前市教育委員会教育長
	来賓祝辞	福岡県知事 豊前市長
	表彰式	
	日程説明	
11:20~12:30	記念講演	
12:30~12:35	次期開催地（北九州市）代表あいさつ	
12:35~13:30	昼食・移動	
13:30~16:00	分科会	
16:00	閉会	

会 場 一 覧

分科会場

分科会	施設名
	豊前市体育館 小競技場 (2F)
	〃 会議室 (1F)
	豊前市武道館 柔道場 (1F)
	〃 多目的ホール (2F)
	〃 研修室 (2F)
	豊前市同和福祉センター 児童センター (1F)
	〃 会議室 (3F)

全体会場

豊前市体育館	大競技場
--------	------

9. 分科会の構成

分科会	討 議 の テ ー マ		助 言 者
1	学習機会提供の拠点としての公民館のあり方を考える ・学習機会拡充のための学級・講座のあり方について ・個人学習者に対する学習機会と場の拡充について		県教育庁指導第二部 社会教育課 社会教育主事 野見山 寿 雄
2	学習情報提供・学習相談の拠点としての公民館のあり方を考える ・住民の学習要求に応える情報提供について ・住民の学習要求に応える学習相談体制について		県教育庁指導第二部 社会教育課 社会教育主事 古 賀 雉 里
3	学習活動を結ぶ拠点としての公民館のあり方を考える ・地域の学習グループ・団体等の相互連携について ・地域の学習活動推進のための連絡調整機能について		県立社会教育総合センター 次 長 高 倉 豊
4	コミュニティ活動を推進する拠点としての公民館のあり方を考える ・住民の相互学習や地域づくりのための指導者の発掘・養成について ・コミュニティづくりのための新しいプログラムの創造と実践について		県教育庁指導第二部 社会教育課 社会教育主事 金 沢 啓
5	同和教育を推進する公民館のあり方を考える ・同和教育推進のための地域指導者の養成について ・同和教育推進のための活動と展開について		県教育庁指導第二部 同和教育課 指導主事 古 川 廣 和
6	市 部	学習・交流の場としての自治公民館のあり方を考える ・地域住民の学習活動を促進する自治公民館のあり方について ・地域住民の交流を促進する自治公民館のあり方について	県立英彦山青年の家 所 長 原 田 修 次
7	町 村 部		前広川町藤田区分館長 現広川町教育委員会 教育長 古 賀 哲 夫

事例発表者	司会者	記録者	会場責任者
福岡市 中央市民センター 社会教育主事補 久我清人	北九州市教育委員会 社会教育主事 延吉照安	大平村教育委員会 社会教育主事 松井肇	大平村教育委員会 社会教育課長 藤本国昭
福岡地区 宗像市中央公民館長 原一興	那珂川町派遣 社会教育主事 安河内興二	犀川町公民館長 熊谷幸年	犀川町教育委員会 教務課長 一木秀巳
筑豊地区 田川市中央公民館 主任 白水数人	筑豊教育事務所 社会教育係長 田中正信	築城町教育委員会 社会体育係長 田村勉	築城町教育委員会 教育課長 古市寿生
北筑後地区 久留米市大橋校区公民館 主事 西田裕利	甘木・朝倉広域市町 村圏事務組合派遣 社会教育主事 古賀康義	椎田町教育委員会 社会教育係長 森淵豊海	椎田町教育委員会 社会教育課長 宮野葵
京築地区 豊前市宇島公民館長 森本勝	京築教育事務所 社会教育係長 百留隆男	豊津町教育委員会 社会教育指導員 熊谷道雄	豊津町公民館長 木山徹
北九州地区 中間市下蓮花寺公民館 長 島田武雄	北九州教育事務所 社会教育係長 田中博士	行橋市教育委員会 社会教育主事 細川義之	行橋市教育委員会 社会教育課長 石橋龍俊
南筑後地区 前広川町牟礼区分館長 現広川町中央公民館長 江口直	南筑後教育事務所 主任社会教育主事 中村富治	苅田町中央公民館長 小田博文	苅田町教育委員会 社会教育課長 増田政昭

公民館の役職員として、地域の公民館活動の振興に顕著な功績があったもの。

- ・ 公立公民館職員
勤続 10年以上
- ・ 自治（町内）公民館長・主事
勤続 5年以上
- ・ 公民館運営審議会委員
勤続 5年以上



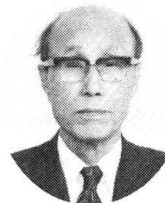
野々下 一 幸
福岡市城南区
福岡市鳥飼公民館長

1. 地域の社会福祉の増進と地域住民の連帯意識の向上を図るための公民館事業の展開に尽力した。
2. 少年から高齢者まで幅広いグループ・サークル活動の育成に努め、その功績は大である。



木 村 貴美代
北九州市小倉南区
北九州市小倉南中央公民館事務吏員

1. 公民館運営にかかる条件整備に尽力した。
2. 事業面においては、婦人学習グループの育成、婦人リーダーの養成に努めた。



古 賀 三 男
福岡市西区
福岡市下山門公民館長

1. 住民の同和問題に対する正しい認識と人権意識の高揚を目指した公民館活動の推進に努めた。
2. 住民の学習要求を的確に把握し、学級・講座に地域課題、生活課題を踏まえた事業の展開に努めた。



松 元 虎 治
福岡市南区
福岡市長丘公民館長

1. 新興住宅地域の中で、豊かな生活文化づくりを主な目標に公民館経営にとりくみ、住民相互の連帯意識の向上に努めた。
2. 家庭教育学級や文庫活動等を通して青少年の健全育成に努めた。



杉 本 繁
大牟田市
大牟田市中央区公民館
倉永分館主事

1. 高齢者教室、家庭教育学級、公民館講座の開設に努め、その充実・発展を図った。
2. 学級、講座、利用者グループ等の合同作品展を企画し、その事業実現と定着化を図った。



成瀬 憲 治
柳川市
東宮永公民館長

1. 住民の融和と連帯を高めるとともに、住民の健康づくりに尽力した。
2. 町内公民館の施設整備に積極的に取り組んだ。



秦 秀 道
志摩町
志摩町芥屋公民館長

1. 各種学級の自主的運営の育成、指導に尽力した。
2. 地域活動の活力を自治公民館に求め、自治公民館主事の育成に積極的に取り組んでいる。



金 光 静 馬
豊前市
豊前市中央公民館
運営審議会委員

1. 中央公民館及び地区公民館の運営審議会委員として中央館と地区館の運営の在り方に尽力した。
2. 現中央公民館の建設に積極的に貢献した。



松 永 勝 巳
大木町
大木町公民館長

1. 公民館報の発行、各種サークルの育成、地域公民館の施設の拡充等、地域の社会教育の振興・発展に努めた。
2. 文化協会の設立に尽力し、地域文化の向上に貢献した。



古 賀 光 男
中間市
中間市中央公民館長

1. 公民館事業の企画・運営に携わり、事業の振興・充実に寄与した。
2. 町内公民館の組織体制づくりを推進し、自治公民館活動の充実発展に努めた。



石 川 忠三郎
矢部村
矢部村公民館
運営審議会委員

1. 特に55年から社会教育委員を併任し、高齢者大学、成人学級、明日の親のための学級の開設に尽力した。



高橋新市
三橋町
三橋町中央公民館長

1. 青少年育成町民会議を結成し、青少年の健全育成に尽力した。
2. 体育協会・文化協会の設立に貢献し、住民のスポーツと文化の振興を図った。



加藤恒太
久留米市
京町校区公民館長

1. 学童保育、寝たきり老人等の社会福祉活動に多大な貢献をした。
2. 伝統行事の復活等を通じて、校区・地域ぐるみの青少年健全育成に寄与した。



石川保
北九州市門司区
清見校区公民館長

1. オアシス運動・成人梅植樹運動等を実施することにより明るい住みよい地域社会づくりに貢献した。
2. 青少年の非行防止、住民の福利厚生事業の推進に努めた。



寒竹純次
直方市
新入校区公民館長

1. 公民館だよりの発行を定期化し、広報活動を通して地域住民の融和と連帯意識の向上に努めた。
2. 各種団体との連携を図るための公民館事業の推進に努めた。



田中常雄
北九州市若松区
第西14区公民館代行館長

1. 青少年の健全育成に努力、健康づくりの奨励、環境の整備等地域の振興と明るく住みよい町づくりに貢献した。



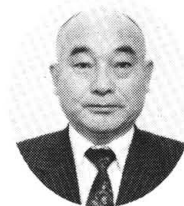
田代隆雄
田川市
位登団地公民館長

1. 公民館建設に尽力するとともに講座の開設、地域の環境整備等に貢献した。
2. 同和問題に関する啓発活動を公民館を中心として展開させた。



永松 好
筑後市
西牟田校区公民館長

1. 各種団体の育成、指導に尽力した。
2. 校区内の自治公民館の連携と協力体制の推進に努めた。



井上 元次
春日市
紅葉ヶ丘町内公民館長

1. 町内公民館長及び町内公民館連絡協議会長として、中央公民館との円滑な連携を図りながら町内公民館活動の振興に尽力した。



中原 泰雄
大川市
小坂井公民館長

1. 地域住民が参加する公民館運営及び事業の推進に貢献した。
2. 青少年の健全育成と住民の健康の増進に尽力した。



中根 正遠
大野城市
栄町公民分館長

1. 青少年健全育成、社会福祉の増進、社会体育の振興等明るい地域社会づくりに貢献した。
2. 各種団体の育成指導に努めた。



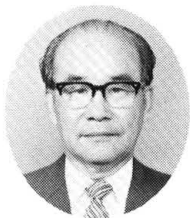
船越 魁
筑紫野市
筑紫野市小地区公民館連絡協議会常任理事

1. 市小地区公民館連絡協議会の健全な発展と市防犯組合連合会結成等、地域社会づくりに貢献した。
2. 婦人会、老人会、子ども育成会等の組織強化に尽力した。



馬目 和徹
宗像市
東郷町自治公民館長

1. 各種スポーツ・クラブの育成とスポーツ活動を通してコミュニティづくりに貢献した。
2. 町内子ども会事業を地区連合会事業に発展させた業績は大である。



加藤 史朗
太宰府市
星ヶ丘地区公民館長

1. 町内公民館活動の組織化を図るとともに、住民の親睦と融和、健康の増進のための活動を推進し、健康的な地域づくりに貢献した。



福沢 広
嘉穂町
大隈公民館長

1. 地域住民の学習活動や関係団体の育成及び文化サークルの育成に努め、地域公民館活動の推進に多大な業績を収めた。



真武 凡夫
古賀町
南花見分館長

1. 分館運営組織の整備を図るとともに各種団体の育成に尽力した。
2. 中央公民館と分館の連絡調整をすすめ、公民館活動推進に努めた。



芝 幸一
添田町
真木地区公民館長

1. 真木地区公民館改築に尽力した。
2. 「子ども文庫」の開設、「愛の一声運動」を実施し、地域の青少年健全育成に貢献した。



杉本 昭
水巻町
下二町住公民館長

1. 特に青少年問題には情熱を注ぎ、青少年問題協議会専門委員及び地区青少年補導委員の任務も兼ね、地域の青少年健全育成に貢献した。



廣末 一利
糸田町
上糸田地区公民館長

1. 子ども会による地域ぐるみのオアシス運動を推進し、定着化を図るとともに、運動の輪を町全体に広めた功績は大である。
2. 住民の主体的活動の組織を確立させた。

昭和61年度 優良公民館表彰一覽

昭 和 61 年 度 優 良

種別	番 号	市 郡 名	公 民 館 名	所 在 地	館 長 名	施 設	
						敷地面積	建物延面積
公 立 公 民 館	1	福 岡 市	かすみがおか 香住丘公民館	福岡市東区香住ヶ丘 1丁目22-23	嶋 村 正 義	m ² 972	m ² 290
	2		かたかすとうこう 堅粕東光公民館	福岡市博多区東光2 丁目15-2	白 井 学	190	521
	3		まさわか 笹丘公民館	福岡市中央区笹丘1 丁目13-41	石 崎 保	698	281
	4		にしはなばた 西花畑公民館	福岡市南区皿山1丁 目11-11	大 神 次 信	266	267
	5		つつみ 堤公民館	福岡市城南区樋井川 7丁目21-1	大 神 寿 一	775	272

公 民 館 表 彰 一 覧

状 況		設 備 の 状 況	推 薦 の 理 由
構 造	建 築 年 月 日		
木 造 平 屋	S 42.3.31 (改築)	講 堂 和 室	公民館運営にあたっては、公民館運営審議会委員の 実践と意見が十分に反映されている。 各種グループ・サークルの育成に力を注ぎ、住民の 連帯意識の高揚に努めた功績は大である。
鉄 筋 階 3	S 54.3.31 (改築)	講 堂 研修室 学習室 和 室	公民館経営の基盤に人権尊重をすえ、差別のない明 るいまちづくりをめざして、住民がいつでも気軽に参 加できる学習、文化、スポーツに関するグループ・サー クル活動の推進に努め、公民館が地域のコミュニティ づくりの場としての役割を十分に果している。
鉄 筋 階 2	S 56.10.1 (改築)	講 堂 学習室 和 室	青少年の非行防止、いじめ等への問題解決へ向けて、 積極的に P T A と連携した青少年健全育成事業にとり くみ成果をあげている。 各種学級、講座から自主運営によるグループ・サー クルへ育つよう積極的に育成・援助を行っている。
木 造 階 2	S 48.6.18	講 堂 学習室 和 室	公民館運営の活性化を図るため、事業実施にあたっ ては学級運営委員会等を設け、学習者の意見が十分に 反映される体制が整えられており、住民の相互教育に よる社会教育の振興を図っている。その成果は高く評 価されている。
木 造 階 2	S 50.3.20	講 堂 学習室 和 室	特に高齢者教育に力を注ぎ、高齢者教室で学習した 成果を「郷土の史跡とわたしたちの生活史」という冊 子にまとめ、館区の小学校の社会科の教材に利用して いる。また留守家庭子ども会や若い母親と子どもたち との交流を図るなど積極的な活動を推進している。

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設	
						敷地面積	建物延面積
自治(町内)公民館	6	福岡市	い き み な み 壱岐南公民館	福岡市西区大字野方 1-3	上 原 三 郎	m ² 585	m ² 281
	7	行橋市	い ま も と 今元公民館	行橋市大字今井 2092-1	本 郷 幸 雄	2,254	558
	8	北九州市	い か わ 伊川公民館	北九州市門司大字伊 川462-1	井 上 千 一	1,816	559
	9		社団法人 たけ な み 竹並公民館	北九州市若松区大字 竹並1811-2	高 崎 嵐	1,937	237
	10	大牟田市	あ ら た び 荒田比公民館	大牟田市大字倉永 4037	永 松 嘉 夫	241	123
	11	久留米市	や ま か わ こ う く 山川校区公民館	久留米市山川町 1422-1	弥 永 専 一	1,085	450

状 況		設 備 の 状 況	推 薦 の 理 由
構 造	建築年月日		
鉄 筋 2 階	S 55.3.31	講 堂 学 習 室 和 室	昭和54年壱岐地区の四公民館で当館がその要となって社会同和教育推進連絡協議会を結成し、公民館活動における同和教育推進の先導的役割を果たしている。 このことは、西区のみならず、福岡市全域において高く評価されている。
鉄筋コン クリート 2 階	S 59.10	学 習 室 集 会 室 研 修 室 調 理 実 習 室	1. 子どもから老人までの体育事業を通して人間性豊かな地域社会づくりを推進している。 2. 町内清掃活動、歩こう会等を定期的実施することにより住民の連帯意識の向上と明るい町づくりに努めている。
鉄 筋 2 階	S 54.11.24	和 室 (2) ホ ー ル 会 議 室 調 理 室	1. 農業後継者の育成、農業改善向上のための講習会研究会等を随時実施し、住民の生活基盤の確立を図っている。 2. 体育・レクリエーションを通して、住民の融和を図り、民主的な地域づくりに努めている。
木 平 造 屋	S 28.8.1	大 集 会 室 和 室 (2) 調 理 実 習 室 放 送 設 備	楽しい健康な村づくりを目指して、文化部、図書部、生活部、体育部、育成部、婦人部の各部会活動が活発に行われている。さらに青少年健全育成活動は高く評価されている。
木 造	S 58.3.31	大 研 修 室 和 室 調 理 室	純農山村地帯で、住民の郷土愛も強く、連帯感もきわめて高い。公民館を中心とした地域づくり活動、住民の健康増進と親睦を図る活動、地域の伝統文化を保存する活動等活発に行われている。
鉄 筋 2 階	S 55.5	大 ホ ー ル 図 書 室 会 議 室 調 理 室	公民館の事業及び住民の自主的活動を推進するため部制を組織し、各種団体との連携を図りながら幅広く、しかも住民に浸透した公民館活動を展開している。さらに「住みよい校区づくり」をテーマに地域づくり学習会を継続的に実施し、地域の振興を図っている。

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設	
						敷地面積	建物延面積
自治(町内)公民館	12	田川市	しもよしだ 下吉田公民館	田川市東区下吉田	二尾 武	m ² 456	m ² 168
	13	八女市	きたひらつか 北平塚公民館	八女市大字本村483	樋口 章之輔	1,409	132
	14	筑後市	かみまち 上町公民館	筑後市大字羽犬塚 91-1	松竹 一行	150	140
	15	大川市	いぬすみ 乾角公民館	大川市大字大野島 1089-5	古賀 正	117	102
	16	筑紫野市	あけぼのまち 曙町公民館	筑紫野市二日市19-2	境 正雄	646	237
	17	大野城市	しもおおりの 下大利公民館	大野城市下大利2丁目 10-10	井上 久敏	500	500

状 況		設 備 の 状 況	推 薦 の 理 由
構 造	建築年月日		
木 平	造 屋 S 53.3.24	集合室 会議室 調理室	区行政と婦人会、子ども会育成会、子ども会等がそれぞれ協力し、地域ぐるみの諸活動が公民館を中心として活発に展開し、他の区公民館の模範となっている。
木 平	造 屋 S 56.5.15 (改築)	和 室 (大広間) 和 室 (裏間) 調理場	1. 子ども会を中心に伝統行事の実施、キャンプ、廃品回収、ラジオ体操の実施等地域の青少年健全育成活動が充実している。 2. 道路愛護、河川清掃等地域の環境改善運動が積極的に推進されている。
木 平	造 屋 S 51.8.1	集会室 和 室 調理室	館全体の運営を図る運営委員会、各事業ごとの実行委員会を組織して、住民の声を広く反映させた館運営がなされている。また「公民館だより」を定期的に発行し、住民参加による公民館活動の活発化を図っている。
木 平	造 屋 S 36.5.9	放送設備 調理設備 戸外用具	特にスポーツ活動に重点をおき、住民の連帯と健康増進を図る事業が積極的かつ盛大に実施されている。また、座談会を頻繁に開催することにより住民自らの手による地域づくりを推進している。
木 平	造 屋 S 57.4.30	大広間 和 室 調理室 曙文庫	青空公民館から現在の公民館を建設するために住民自らが建設計画、資金対策をたて開館に至らしめた熱意は高く評価されている。また各種団体の自主活動も活発に展開され市のモデル地域となっている。
鉄筋コン クリート 2 階	S 54.3.31 (新築移転)	調理実習室 学習室 集会室 和 室	新旧住民の融和を旨とした事業が公民館を中心に活発に推進されている。区民ハイキング、体育祭、文化祭等。このほか児童の健全育成のための地域貸出文庫活動、住民の健康にかかる食生活改善教室等幅広い事業が展開されている。

種別	番号	市郡名	公民館名	所在地	館長名	施設	
						敷地面積	建物延面積
自治(町内)公民館	18	三潞郡 三潞町	たかみづきた 高三潞北公民館	三潞郡三潞町大字高 三潞213-1	富松千代次	m ² 877	m ² 187
	19	八女郡 立花町	うえのほら 上ノ原公民館	八女郡立花町大字北 山2724の2	由布豊昭	322	110
	20	田川郡 大任町	しもいまとう 下今任公民館	田川郡大任町下今任	藤山重信	234	116

状 況		設 備 の 状 況	推 薦 の 理 由
構 造	建築年月日		
木 平	造 屋 S 53.6.30	調理実習室 和 室 集会室	青少年育成会、若妻会を中心に親子のふれあい活動、環境美化活動を実施。また文化活動、体育、サークル活動等地域住民の連帯と融和を図る活動が活発に展開され、地区公民館活動の先導的役割を果たしている。
木 平	造 屋 S 46.1.24	集会室 和 室 調理場 倉 庫	60年度町モデル自治公民館に指定され、地域住民の連帯と自治意識の高揚に努め、「上ノ原まつり」、「子どもみこし」等を実施することにより「村づくり」推進に多大な成果をあげている。
木 平	造 屋 S 16.4	集会室 和 室	地域ぐるみの文化事業、体育事業、環境整備事業、青少年非行防止運動等公民館を中心に積極的に取り組んでいる。また各種学習会やクラブ活動も活発で他の模範となっている。

— 記念講演 —

「生涯学習と放送」

N H K福岡放送局チーフアナウンサー 角 田 明 夫 氏

分科会事例発表要旨

第1分科会

討議のテーマ	学習機会提供の拠点としての公民館のあり方を考える ・学習機会拡充のための学級・講座のあり方について ・個人学習者に対する学習機会と場の拡充について	
助言者	県教育庁指導第二部社会教育課社会教育主事	野見山 寿 雄
司会者	北九州市教育委員会社会教育主事	延 吉 照 安
記録者	大平村教育委員会社会教育主事	松 井 肇
会場責任者	大平村教育委員会社会教育課長	藤 本 国 昭

福岡市立中央市民センターにおける昭和60年度 「明日の親のための学級」を実施して

福岡市立中央市民センター 社会教育主事補 久我清人

1. 福岡市立中央市民センターの位置

福岡市は、1小学校区1公民館のみの体制から、中央公民館としての機能も持たせた市民センターを各区ごとに配置する体制になり、現在7区のうち6市民センターが設置されている。

開館7年目を迎えた中央市民センターは、福岡市の中心地「天神」より徒歩で約15分の所に位置する。そのため、各種催し物、会議などの利用は、6市民センターの中でも特に多い。

2. 過去の「明日の親のための学級」の概要

(1)昭和56年度「明日の親のための学級」

- 既婚のこれから子育てをする人を対象に、「妊娠」「出産」「赤ちゃんの成長と発達」等を学習。
- 時間帯…秋・平日の午前又は午後

(2)昭和57年度「結婚を考えるセミナー」

昭和58年度「結婚予備大学」

- 保健所や戸籍のルートを検討しても、「明日の親」の既婚層を把えきれないところから、未婚男女（特に女性）を対象に「結婚」を前面に押しだした「結婚セミナー」とした。
- 内容は、「幸せな結婚とは」「結婚の医学」「結婚と女性の仕事」「これからの社会と家庭」等、結婚準備の学習。
- 参加者…57年度52名（男5・女47）
58年度100名（男21・女79）
- 時間帯…秋、平日の夜間
- 反省点…カップルでの参加を呼びかけたが、未婚女性の単独参加が大部分であり、男性も単独参加が多く、男女比のアンバランスな、中途半端な青年講座的なムードだった。
参加者にとっては、家庭「生活」や「子育て」のことは実感がなく、(極

端にいえば、どのようなものか想像もつかない、雲をつかむような話といったところか!?)、もっぱら「結婚」そのものが当面の関心だった。

参加意識はムード的なものにとどまり、参加も流動的であった。

(3)昭和59年度「ニューファミリー講座」～新家庭のためのプランニングセミナー～

◦「結婚」から一歩ふみこんで、「新家庭のプランニング」を正面にうちだして既婚者層を把えようとした。

◦内容は、「生命誕生の神秘」「結婚しあわせ考」「ファミリープラン」「食生活プラン」「働きながらの育児のポイント」等、〈実践〉へのプランニングを強調したものにした。

◦参加者…63名(男5・女47名)

◦時間帯…秋、平日の夜間

◦反省点…対象者を既婚者にしたが、やはり、把握の困難さから、未婚女性をあてにしてしまった。(特にチラシの仕上げや、表現の面で)

そのため、講座の対象者や目的が焦点化されず、総花的なものになっている。そこから、参加者も雑多な層とムード的参加意識にとどまり、流動性も高くなっている。

3. 昭和60年度、ヤングカップルのための、

「子育て実践講座」 ～資料①参照～

(1)企画のポイント

◦昨年度の反省から、〈実践〉プランの中でも、特に最も切実な課題に絞りこんだ学習内容の設定をすることにし

た。(昨年度の「働きながらの育児のポイント」への参加者の熱意から、この必要が感じられた。特に保育所の問題などの現実の難問についての思いなやみや不安は印象深い)

◦対象…ごくごく近い未来の切実さをもった「明日の親」の層を把えようとした。

◦広報…表現を絞りこんだ。

(2)参加状況について

①参加層の比較

		前年度	60年度
既婚率		25 %	94 %
夫婦参加		9.5 %	30 %
子ども	いない	95.5 %	47 % (含む夫)
	妊娠中	1.5 %	49 % (含む夫)
	いる	3 %	4 % (0才・6ヶ月)

②講座の知り方

	前年度	60年度
市政だより	20 %	47 %
チラシ	43 %	13 %
新聞	2 %	40 %
シティ情報紙	21 %	0 %

③参加のようす

◦参加者67名(申込者87名中)

市政だよりの広報等の表現に、大切な対象者表示(ヤングカップルのための)が抜けていた。そのため40代前後の方の申込みもあった。そこで、講座の運営を焦点化するためにも、開講通知にチラシを同封した。

回目	1	2	3	4	5
参加者	46名 男9 女37	48名 男8 女40	39名 男6 女33	31名 男6 女25	26名 男5 女21
	備考	大雪			実習

④出席回数

回数	0	1	2	3	4	5
人	20名	16名	13名	11名	14名	13名
	男4	男4	男5	男2	男1	男2
数	女16	女12	女8	女9	女13	女11

1)前年度は1回のみ参加者(12名)は、講座の初回と2回めに全員が集中していた。60年度は、各回に分散している。これは、先述の開講前のチラシの送付による講座趣旨と内容の徹底の結果でもあろうし、又、選択的に参加した層が、かなりいたことを示している。

2)欠席届が、例年になく多かった。

以上の2点により、かなり時間的にゆとりのない層が、やりくりして参加してきたという印象をうける。

(3)参加者カード ~資料②参照~

(4)講座の運営について

①VTRの活用

「明日」の必要課題と、「今」とのズレを考慮して、できるだけ視聴覚などの感性に訴える方法を取り入れて、「事前学習」の充実をはかった。

参加者には、「赤ちゃん」が登場するものが特に好評だった。

第1回…「胎内からの出発」(50分)

第2回…「ビバ!赤ちゃん!見て安心!育児の秘訣はこれだ!!」 (50分)

第3回…「働くお母さん」(30分)

第5回…「母乳」(20分)

②話し合い学習の工夫について

参加者相互の話し合いと交流を期待する参加者もあった。しかし、大部分は生きた子育ての知恵を、先輩や専門家から聞きたいというものだった。

。「参加者カード」「感想1口メモ」を集約し、参加者へかえしていく中から、話し合いへの意欲の高まりを期待した。

③実技について

。第5回目の実技は楽しかった。実技になじみがないせいか、参加者は26名と少なかったが、大変実際的で好評だった。

。初めて子育てをするのに1番に困る「沐浴」「おむつ」「おしりのトラブル」「発熱」「補乳」のことを、具体的に学習できた。

。理念としてだけで、「赤ちゃんのために」というだけでなく、実際の場面(沐浴)、実物(オムツ)を目の前にした実技学習は、それまでの講義と相乗効果をうんで、充実したものになった。

。「家の隣りに、この講師のような方がいればイイネー」という声があった。それに対して、身のまわりの先輩や赤ちゃんとの「交流」の見直しを、参加者自身の課題として意識づけられた。

(5)反省

①開催時期が悪かった。

②内容の厳選がさらに必要。

③話し合いの位置づけの検討が必要。

。たしかに、子育ての実際についての経験の蓄積は全くなく、その点では「話し合い」よりも「承りたい」一方だろう。しかし、「保育所」「共働き」等をめぐっての各参加者の考え方の大きな違いを、討論の場に設定できなかったのは、残念だった。

第2分科会

討議のテーマ 学習情報提供・学習相談の拠点としての公民館のあり方を考える
 • 住民の学習要求に応える情報提供について
 • 住民の学習要求に応える学習相談体制について
助言者 県教育庁指導第二部社会教育課社会教育主事 古賀 雉 里
司会者 那珂川町派遣社会教育主事 安河内 興 二
記録者 犀川町公民館長 熊谷 幸 年
会場責任者 犀川町教育委員会教務課長 一 木 秀 巳

宗像市における人材活用事業『市民学習ネットワーク』

宗像市中央公民館長 原 一 興

1. 宗像市の概要

宗像市は福岡県の北部で、福岡・北九州両政令都市のほぼ中間に位置し、非常に交通の便に恵まれ、両市に30分で連絡できるため、リビングタウンとして発展している。

市内には国鉄赤間駅、東郷駅を擁している。昭和61年4月現在、赤間駅南側に自由ヶ丘地区世帯数3,379戸、人口11,311人、東郷駅南側には日の里地区世帯数4,290戸、人口13,981人のマンモス団地を中心として人口の増加をみている。

市の面積は76.65km²で、周囲は小高い丘陵地に囲まれ盆地形態を呈している。

市の中心部を、2級河川釣川が西流し、玄界灘に注いでおり、河川流域に広がる平野では、今なお本市主産業である米を中心とした農業が営まれている。

国勢調査人口の推移

年次	世帯数	人口(人)			1世帯当り人員
		総数	男	女	
昭和30年	3 854	21 450	10 459	10 991	5.6
35	4 141	21 417	10 408	11 009	5.2
40	4 936	22 653	11 032	11 621	4.5
45	7 928	29 271	14 270	15 001	3.7
50	13 321	45 218	21 903	23 315	3.4
55	17 140	56 439	27 549	28 890	3.3
60	18 880	60 972	29 769	31 203	3.2

※60年度は国勢調査要計表による

2. 基本調査

昭和55年2月24日、宗像市社会教育立案のための基本調査を(当時宗像町)選挙人登録名簿から無作為に抽出し、20歳以上の成人男女1,236名について行った。

①回収結果	調査表発送	1,236
	回収表	1,180(95.5%)
	有効調査表	1,060(89.8%)
	不能表	120(10.2%)

②調査結果

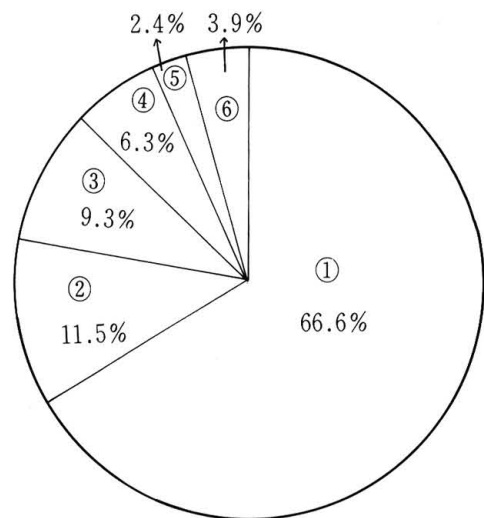
A、学習要求の有無

あなたは毎日の生活の中で、こんなことを身につけたいとかこういう知識・技術を習得したいと思っていることがありますか。

あ	る	59.9%	あ	る	け	れ	ど	も	で	き	そ	う	に	な	い	13.7%	
																	不
																	明
																	3.1%

B、学習要求の内容

あなたが身につけたいと思っていることは、次のどれに最も関係がありますか。



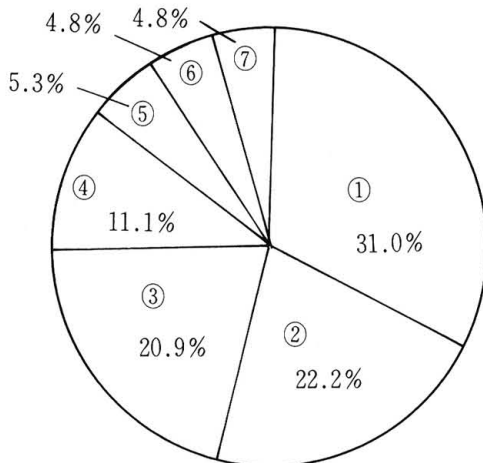
- ① 自分の趣味や、教養を高めるための知識や技術
- ② 生産や商売等の実績をあげ、生活を豊かにするための知識や技術
- ③ 子どもの保育や教育についての知識や技術
- ④ 家庭や職場や近隣で、人とうまくつきあうための知識や技術
- ⑤ その他
- ⑥ 不明

やりたいができない	40.7%	やりたい	26.9%	やりたくない	18.0%	ぜひやりたい	10.6%	不明	4.0%
-----------	-------	------	-------	--------	-------	--------	-------	----	------

D、やりたいボランティア活動

「ぜひやりたい」または「やりたい」を選んだ方が「やりたいボランティア活動」としてあげた項目の内訳

- ① 公民館などの社会教育施設やグループ・サークル活動などで人になにか教えたり相談相手になったりすること
- ② 老人ホームや心身障害児(者)施設及びその他の福祉施設などで奉仕活動すること
- ③ 地域における青少年育成活動の世話や援助すること
- ④ 図書館の仕事を手伝って(たとえば文庫活動など)読書活動をひろめることに協力すること



- ⑤ 交通整理などの安全運動に協力すること
- ⑥ その他
- ⑦ 不明

3. 地域社会における交流の促進

学習をしたい人（生徒）と、指導をしたい人（先生）がたくさんおられることが明らかになった。これらの学習者と指導者を、簡単に紹介し、結びつけることはできないか。また、旧住民に新住民との交流の機会を、ごく自然な形で作ることはできないだろうか。いま、交流の場所、出会いの広場が必要になっている。

4. 生涯学習の必要性

社会的条件の変化につれて、いろいろな技術革新が起こり、世の中がめまぐるしく変わっている。このような状況の中では、ワードプロセッサの操作も必要になるだろうし、その他の機器も操作できるようにならねばならない。

また、母親になることにより、子供の育てかたの勉強も必要になる。ここには学習の要求が起ってくるし、あらゆる場所においての生涯学習の必要性が生まれてくる。

5. 生涯学習機会の制度化

人と人をつなぐ学習の要望にこたえるためには、学習の機会を提供する機関が必要となってくる。

それは、公民館が中心的な役割を果たしてもよいだろう。又、他の社会教育団体が中間的役割を果たし、公民館や教育委員会が援助し、バックアップしてもよいと考える。

6. 宗像市における計画

昭和57年4月、市民学習ネットワーク事業の計画立案のため、市役所内に6人のプロジェクトチームを作り、福岡教育大学社会教

育研究室6人とで合同プロジェクトチームを設置する。

市民学習ネットワーク事業の運営規約、細則、発掘する学習項目の選定、有志指導者認定講習カリキュラムの各種様式の作成を行った。

7. 発掘する学習項目

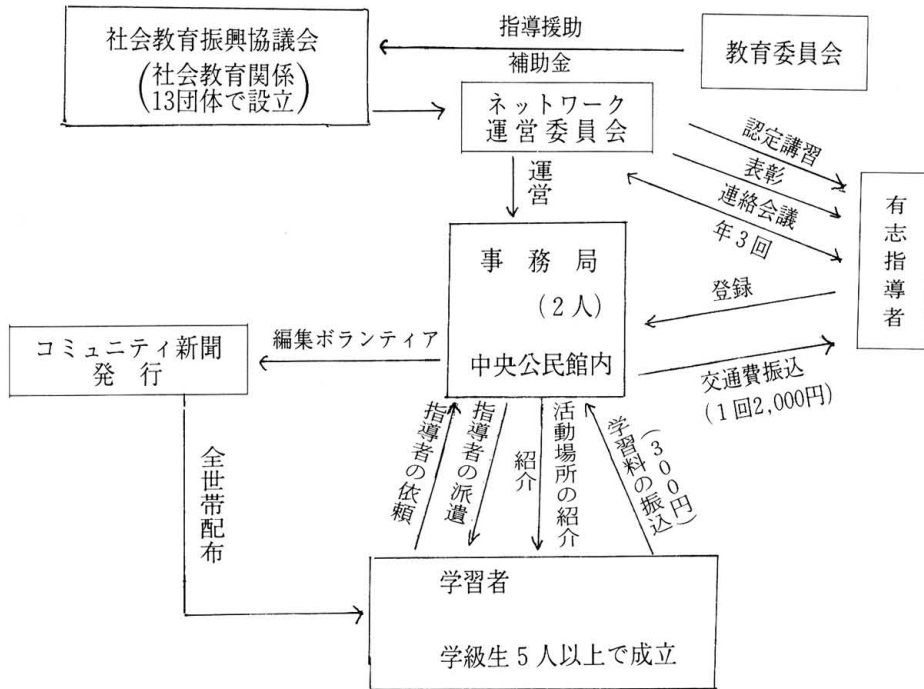
指導者確保の見通しがあり、学習需要が高く、学習場所が確保できるもので、自学自習が比較的困難なもの、著しいトラブルや、危険が予想されないもの、既存の団体活動を阻害しないものに注意し選定した。

8. 市民学習ネットワークのねらい

市民が指導者となり、学習者となる市民相互学習を制度化したもので、あらゆる分野において増大する市民の学習要求にこたえ、生涯学習機会の制度化を図ることをねらいとしている。

- (1) 指導者の発掘、養成
- (2) 指導者と学習者の仲介
- (3) 情報の提供
- (4) 市民の相互教育、相互学習
- (5) 身近な場所、少人数で学習
- (6) 連帯感及び相互援助の精神の培養
- (7) 仲間づくり

9. 市民学習ネットワーク事業のしくみ



10. 学習の分野と内容

1. 趣味・おけいごと (34項目)

- (1)植物観察 (2)将棋 (3)書道 (4)写真
(5)ペン習字 (6)ちぎり絵 (7)油絵……
外

2. 家庭生活・日常生活 (13項目)

- (1)みそ作り (2)漬物作り (3)パン作り
(4)シュークリーム (5)洋裁
(6)日曜大工 (7)盆栽……外

3. スポーツ・体育・レクリエーション (11項目)

- (1)卓球 (2)社交ダンス (3)フォークダンス
(4)健康体操 (5)キャンプ
(6)ゲーム、つどい……外

4. 教養 (14項目)

- (1)食品添加物 (2)病人のための食事
(3)中国語 (4)実用英会話 (5)短歌
(6)美術鑑賞……外

5. 伝承文化 (4項目)

- (1)しめなわ作り (2)凧作り
(3)かるた (4)郷土史

11. 有志指導者

宗像市内に居住する人、あるいは通勤、通学する満18歳以上の人で、所定の認定講習を受講し、有志指導者として認定された者で、

各人の特技や知識により、学習指導を行うボランティアの活動家を有志指導者とよんでいる。

(1)有志指導者発掘状況

発掘大分類別	発掘予定領域	昭和58年発掘		左の内61年更新(A)		61年発掘(B)		現員数 (A+B)	
		領域	指導者	領域	指導者	領域	指導者	領域	指導者
A. 趣味・おけいごと	51	24	33	20	25	14	14	34	39
B. 家庭生活・日常生活	47	13	14	11	12	2	2	13	14
C. スポーツ・体育・レクリエーション	16	10	17	7	10	4	3	11	13
D. 教養	38	19	21	12	14	2	2	14	16
E. 伝承文化	21	4	4	4	4	—	—	4	4
計	173	70	89	54	65	22	21	76	86

(2)有志指導者認定講習カリキュラム

1 趣味・おけいごと、家庭生活・日常生活、教養、伝承文化の分野における有志指導者認定講習カリキュラム

科目	単位	内容	研修方法	単位	備考
Ⅰ 市民相互学習の意義としくみ	6	1. 開講式 地域における学習活動とまちづくりの現状と課題 2. 市民学習ネットワーク事業の意義としくみ	講義	2	スポーツ・体育・レクリエーション分野と合同で行う
			講義	4	
Ⅱ 青少年の学習活動の特徴と留意点	3	1. 青少年の身体的、心理的、社会的特徴—小学校低学年・中学年・高学年・中学生・高校生 2. 青少年指導の留意点	講義	3	
			討議		
Ⅲ 成人の学習活動の特徴と留意点	3	1. 成人学習者の身体的心理的、社会的特徴 2. 市民学習グループ育成の留意点	講義	3	
			討議		
Ⅳ 学習活動のすすめ方と仲間づくり	3	1. 仲間づくりの工夫 2. トラブル・事故の場合の対処法	講義	3	
			演習		
計	15			15	

2. スポーツ・体育・レクリエーションの分野における有志指導者認定講習カリキュラム

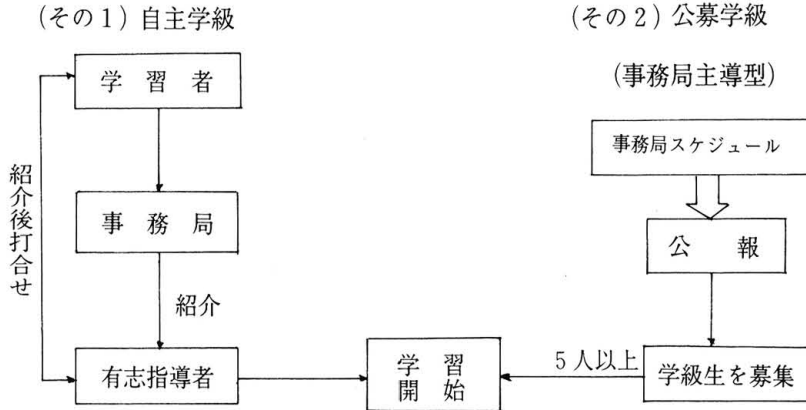
科 目	単 位	内 容	研修方法	単 位	備 考
Ⅰ 市民相互学習の 意義としくみ	6	1. 開講式 地域における学習活動と まちづくりの現状と課題 2. 市民学習ネットワーク 事業の意義としくみ	講 義	2	趣味・おけ いごと、 家庭生活・ 日常生活、 教養、伝承 文化の分野 と合同で行 う
			講 義	4	
Ⅱ からだのはたら きと安全管理	9	1. 生涯における心とから だの発達－幼児期、少年 期、青年期、壮年期、高 齢期の課題 2. 体力診断と運動処方 3. 安全管理と救急処置	講 義	3	
			} 講 義 演 習	3	
			} 講 義 演 習	3	
Ⅲ スポーツ活動の すすめ方と仲間づ くり	3	1. 仲間づくりの工夫 2. トラブル・事故の場所 の対処法	} 講 義	3	
			} 演 習		
計	18			18	

3. 有志指導者更新講習カリキュラム

科 目	単 位	内 容	研修方法	単 位	備 考
活動の反省と評価	3	1. 市民学習ネットワーク 事業の経過と反省 2. 学習指導上の諸問題 3. その他	} 講 義 協 議	3	
計	3			3	

12. 学習参加の手続き

学習に参加するためには二つの方法がある。



13. 学習料および諸経費

- (1) 学習料は、特別の場合を除き1回2時間を基準として300円。
- (2) 学級の会計係が4回分をまとめて事務局の指定口座に振り込む。
- (3) 材料、会場使用料等の諸経費は学級生負担。
- (4) 15人以上の団体の場合は、別に減免の基準がある。

14. 学習参加状況

昭和59年度
市民学習ネットワーク事業活動実績

	学級数	人数	学習項目数	有志指導者数
自主学級	56	904	20	23
公募学級	59	639	51	56
計	115	1543	71 (60)	79 (70)
公募から自主へ移行した学級	23	205	19	20

昭和60年度

市民学習ネットワーク事業活動実績

	学級数	人数	学習項目数	有志指導者数
公募から自主へ移行した学級	24	211	20	21
自主学級	51	801	22	25
公募学級	38	355	35	40
計	113	1367	77 (56)	86 (67)

※ () 内の数字は実数

15. 事業運営予算措置

(歳入)

社会教育振興協議会市補助金

59年度……………5,234,000円

60年度……………5,936,000円

61年度……………6,918,000円

学習料

59年度……………3,313,800円

60年度……………3,546,150円

61年度(見込)…3,456,000円

雑入・繰越金

59年度…………… 20,000円

60年度……………467,000円

61年度(見込)… 22,000円

(歳出)

市民学習ネットワーク事業

(人件費、認定講習、新聞発行、指導者交通費)

59年度…………… 8,347,000円

60年度…………… 9,847,000円

61年度…………… 10,396,000円

16. コミュニティ学習新聞

学習新聞「ひろば」を、編集ボランティアで毎月1回発行し、15日に市の公報と一緒に各戸配布している。

①市民の学習意欲の喚起

②有志指導者の社会的評価の高揚

③学習風土の醸成

学習プログラム

学級の紹介

指導者紹介

学級生の意見感想

指導者の意見感想

学級生募集

催し物紹介

17. 有志指導者の特性分析

有志指導者に対するアンケート調査の分析は、福教大社会教育研究室の協力による。その結果は、次のとおり。

- 1)住んでいる土地に愛着を持っている。
- 2)趣味志向が強く、余暇時間を持っている。
- 3)自分の生活に満足しており、将来の夢や目標がある。
- 4)ボランティア活動、社会教育関係活動の経験がある。
- 5)特技に5年以上の経験があり、自信を持っている。
- 6)グループ・サークル活動への参加率が高く、社会奉仕の意識が強い。

18. 学習者アンケート

配布数……467票、回収数241(うち有効…239票)

1)「市民学習ネットワーク事業」のような試みについてどう思われますか。

とてもよいと思う……………90.4%

まあまあよいと思う……… 7.1%

2)学級の手続きや運営方法はいかがですか。

現在のままでよい……………77.4%

改善した方がよい……………15.5%

3)指導者の指導はいかがですか。

とてもよい……………70.7%

まあまあよい……………27.6%

4)ネットワークの学級を通じて新しく親しくなった人はいますか。

はい……………82.4%

いいえ……………15.9%

5)その人たちとのつきあいは学習時間以外にも広がっていますか。

はい……………50.3%

いいえ……………48.7%

19. 今後の課題

昭和59年から宗像市で始まった生涯教育のひとつの試みとしての市民学習ネットワーク事業は、おかげさまで3年目を迎えた。そのねらいとしている市民相互学習や、仲間づくりも、有志指導者を初めとするボランティア活動家の協力を得て、若干の成果を上げてきている。

しかし、いくつかの問題点もあり、ここにそのいくつかを提起して皆さんのご検討を仰ぎたい。

- 1) 学級生の固定化、定着化が進んでいる。

- 2) 学習施設使用料の有料が増した。
- 3) 学習期間の設定ができにくい
- 4) 学級生のわがままがある。
- 5) 自治公民館での取り組みが進まない。
- 6) 同じ学習項目でも指導者によって学習者が片寄る傾向がある。
- 7) 学級の成立ができにくい項目がある。
- 8) 指導者のボランティア活動の意欲をどう発展させるか。
- 9) 編集ボランティアに負担がかかり、欠員の補充ができにくい。

20. おわりに

プロでない素人の市民が、その特技を生かして指導者となる市民学習ネットワーク事業の波紋が、多くの地区へ伝わり、その地域の特性を生かして新しいスタイルで生まれている。

生涯学習の必要性が提唱されてから21年、その必要性は広く論議を呼び起こし、社会教育にたずさわる学者および教育機関が、大いなる熱意と努力を傾注しており、かならず近い将来、さらに理想的なシステムが確立できるものと信じている。

第3分科会

討議のテーマ	学習活動を結ぶ拠点としての公民館のあり方を考える ・地域の学習グループ・団体等の相互連携について ・地域の学習活動推進のための連絡調整機能について	
助言者	県立社会教育総合センター次長	高倉 豊
司会者	筑豊教育事務所社会教育係長	田中正信
記録者	築城町教育委員会社会体育係長	田村 勉
会場責任者	築城町教育委員会教育課長	古市 寿生

「生涯学習の視点にたったこれからの公民館のあり方」

田川市中央公民館主任 白 水 数 人

1. はじめに

まちづくりは「人づくりに始まって、人づくりに終る」と言われている。

よりよい田川市を建設するため、基本的人権の尊重を基底とし、心身ともに健全で個性豊かな創造性と活力に富む新しいまちづくりの担い手をつくらなければならない。

そのため郷土愛を基調とし、自主性と社会的な連帯意識にあふれる人づくりをめざし、幼児教育から学校、成人教育にいたる一貫した生涯教育を系統的総合的に推進し、教育施設、指導体制の整備強化につとめる。

このように教育と文化の振興について、田川市第二次総合計画（56年～65年）の教育施策の重点基本構想が盛りこまれ、それにそって、56年度より社会教育の視点をコミュニティ形成を推進する人づくり、地域づくりの施策から実施し、その活動の場を地区公民館に求め、地域活動の活性化に向けて展開をし

てきた。

併せて、同和教育については、学校及び地区公民館との連携を強め、各分野における学習機会の拡充と教育内容の刷新をはかり、啓発の徹底深化に努めたものである。

このように本市では、人づくり施策がさきに先行したため、生涯教育の体系づくりまで進展をしていない実情にある。

しかし、この田川市第二次総合計画は、十年間構想のもとに策定されており、教育施策は現在途上にある。

そして、教育委員会主管において、本年ようやく生涯教育構想が近々市長部局、関係団体及び学識経験者等で構成される生涯教育推進会議が設置される予定である。

しかし、その内容については、発表まで到達をしていないので、その紹介が出来ないことを断りしておきたい。

2. 田川市教育施策要綱 抜粋

教育の基本目標として、

- 生涯学習をととして、田川市の浮揚と再生に寄与しうる英知と優れた創造性に富む市民の育成
- 生涯スポーツをととして、たくましい体力と強い意志を養い、やる気に満ちた実力ある市民の育成。
- 人類の平和と福祉に寄与しうる国際感覚豊かな市民の育成。
- 同和教育の精神を主体的に受けとめ、互いの人権を大切にする市民の育成をめざして、生涯学習の観点から教育行政を総合的系統的に構築する。

教育施策の推進について

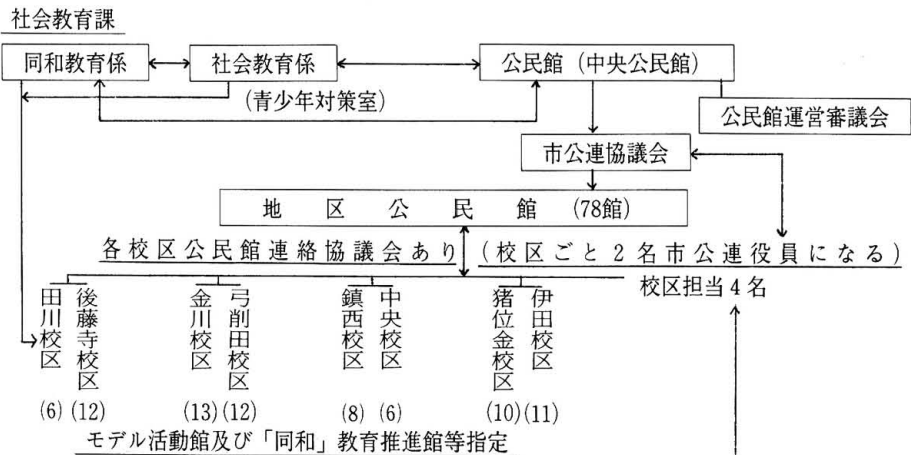
1. 田川市の浮揚と再生を旨とする教育の推進。

2. 関係機関との連携を密にした学校教育の推進。
3. 地域社会の要請に応える研究体制の確立と推進。
4. 基本的人権の尊重に徹する同和教育の推進。
5. 施設の有効利用と生涯学習を促進する教育活動の推進。
6. 事務局職員の開発活動の促進。

公民館施策推進 抜粋

1. 生涯学習の促進
2. 地区公民館活動の振興
3. 人材バンクの活用
4. 他の教育機関、施設相互の連携協力を推進
5. 広報活動の推進

中央公民館と地区公民館振興図



中央公民館職員体制

- 館長 1名 (勤労青少年ホーム兼任)
- 職員 6名 (庶務2事業担当4)
- 事務補助 1名
- 指導員 2名 (勤労青少年ホーム指導員含む)
- ★勤労青少年ホーム
勤労青少年の福利厚生事業
- ★ホビーセンター
高齢者の生きがい対策事業

3. 田川市における公民館のあり方

生涯教育の振興をめざして

1. 中央公民館業務のかかわり

住民の相互学習、集団学習の機会の提供を図りながら学級講座を開催し生涯学習を推進

青年教室、婦人学級、公民館講座、公民館自主講座、老人大学、老人大学院、人材バンク講座

その他、新生活運動の推進

※ 「田川市人材バンク」自主講座

田川市 6 万市民の多様な学習要求と、市民の中におられる秀れた知識、技能を持った有志の方とをドッキングさせて、生涯教育の一環とし位置づけ、地域の活性化を図るための事業が人材バンク自主講座である。

昭和59年から本格的な検討を進め、昭和60年に発足。有志指導者の公募には自薦他薦者あわせて51名に及び、指導者研修会を開催して指導者名簿に登録。学習内容の趣味、教養等27講座を市政だよりで公募し、1講座10名程度の申込みのあった講座から開講し11講座が開講されたが、本年度は、数講座増加の見込みである。

講座はすべて指導者と受講者の話し合いによつての自主運営である。

受講者は1講座（2時間）1人300円を指導者に納入する。有志指導者の中には、老人大等の講師や、地区公民館の講師を担当している方もいる。

本年度は、前年度の反省意見を運営に反映させ、好評な点を生かして促進に努めている。

2. 地区公民館業務とのかかわり

本市区92地区ある中で現在78館が地区公民館事業に取り組んでいる。（地区公民館とは、自治公民館であり、類似公民館でもある。）その地区公民館の拠点として、公立中央公民館が存在し、地区公民館に関わる職員体制は、校区（中学校区）制をとりながら地域づくりに寄与している。

その地域づくりにともなう地区公民館の振興と活性化を重点目標にしていることは、従来から行われてきた事業であるが、最近の人口動向の中で減少傾向にとどまっている時、今日社会変動の中で人間の形成として何が必要なのか、日常生活、地域での生活の豊かさ、温かさの回復が必要であること。

また、住民自治の発想、社会的要求まで高めてゆき、活動を掘りおこし、地域にエネルギーの核を創りあげようとして努力をしてきた。

「同和」教育の推進にあたっては、昭和49年より地区公民館総意のもとに推進統一目標として実施してきた。

その後、地域づくりと併せて、指定館制度を導入して学習の方法や内容を明らかにしてきたが、60年度より、それぞれの館において住民の生活に根ざした地域課題を自主的に掘りおこし、同和教育とのかかわりをよりきめ細やかに取りあげ、自らの課題にするため推進を図った

4. 生涯教育に向けての視点

（人口分析から）

生涯学習の考え方は、生涯にわたる自己学習の援助を意味し、人間の生涯はどの期においても充実して過されるべきであることを前

提としている。

本市では、近々生涯教育について具体的な推進を図る針路が必要になってきた。

そこで、幼児期から高齢者に至るまでの発達段階にふさわしい基礎資料が必要である。

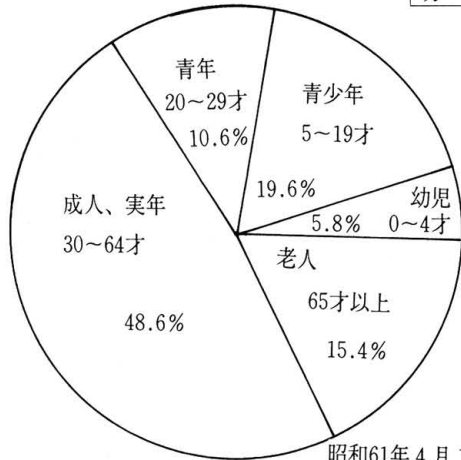
今後、本館業務との関わり、又、地区公民

館での関わりの中で、いろいろな地区課題を見つけながら援助をしていくことが今後の課題と史料される。

よって、本市の人口動態の分析、地区公民館周辺の人口分析によって、ひとつの視点が捉えることが出来ないか探ってみた。

田川市人口動態

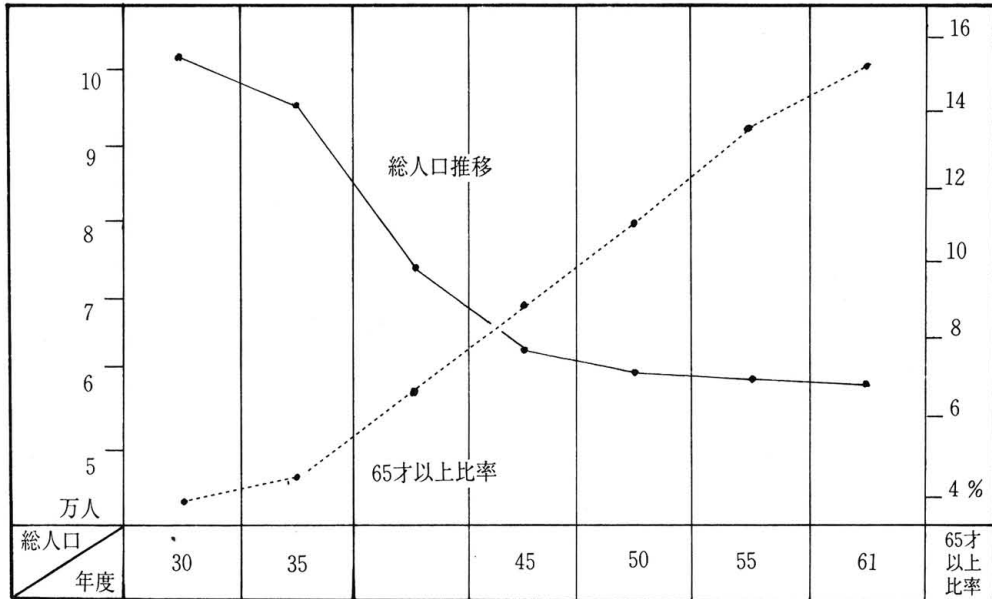
分 析



昭和61年4月1日現在
59,852名

- 老人の比率が年々増加の傾向
- 老人の比率が高まるにつれ生産年齢人口の減少
- 男子雇用型の企業が少ないため若者の流出
- 若者の流出による過疎化の傾向が強くなる。
- 高齢労働者が多くなるにつれ若年層の就労が厳しくなる
- 幼児、青年が少ないことは、地域に活力の減退が生じる
- 次代を担う青少年育成が必要
- 高齢者に対する生涯教育の視点から青少年と老人の結合した施策が出来ないか
- 高齢者の人材活用

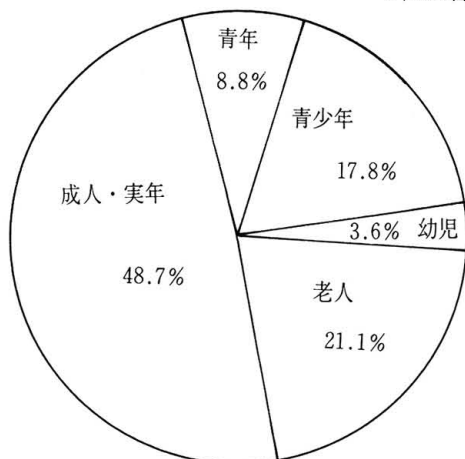
人口構成比率推移



注・30~55年国勢調査による。61年は4月1日現在

中央校区 S 公民館の地域人口

1,055名

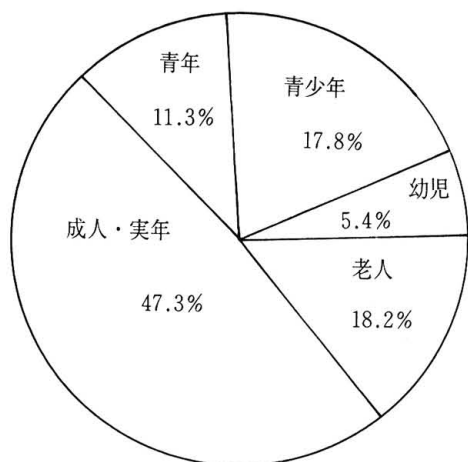


地域分析

- 市役所周辺の街、一部商店街でもある
- 幼児が少ない
- 公民館活動が盛んである
- 教育者が先導的な役割を担っている
- 子ども育成事業には地域ぐるみの協力
- 公民館行事には区との連携
- 老人のゲートボールが盛んである
- 周辺に社会教育施設がある
- 人材が多いため生涯教育に向けてのモデル館が可能
- 中央公民館と近隣であり本館業務とイベントが結合出来ないか

鎮西校区 E 公民館の地域人口

(平原含む) 1,251名



地域分析

- 農村地域である
- 兼業農家が多い
- 地域に伝承的な伊加利人形芝居がある
- 公民館活動が盛んである
- 子ども会育成事業が主力
- 高齢者が指導的役割を担っている
- ゲートボールが盛んである
- 三世代交流が盛んである
- 校区の学校が近い

5. おわりに

田川市の中央部にあたる高台（黄金ヶ丘）にあかぬけした建物、市民会館が今年二月にオープンした。(中央公民館と勤労青少年ホームの複合施設)

現在、新年度の事業（講座等）に向けて準備中である。

準備中である。

今回、念願の職員体制が確立され、今度は館に魂を入れこむだけとなり、あとは、職員の意欲と協力にかかっている。

社会教育活動が市民の教育創造の基盤であることを認識しながら頑張っていきたい。

第4分科会

討議のテーマ	コミュニティ活動を推進する拠点としての公民館のあり方を考える		
	・住民の相互学習や地域づくりのための指導者の発掘・養成について		
	・コミュニティづくりのための新しいプログラムの創造と実践について		
助言者	県教育庁指導第二部社会教育課社会教育主事	金 沢	啓
司会者	甘木・朝倉広域市町村圏事務組合派遣社会教育主事	古 賀	康 義
記録者	椎田町教育委員会社会教育係長	森 渕	豊 海
会場責任者	椎田町教育委員会社会教育課長	宮 野	葵

地域づくりのための指導者の発掘・養成について (コミュニティリーダー養成方策)

久留米市大橋校区公民館主事 西 田 裕 利

仮説 校区行事の企画運営の全過程で青年層を中核にすえて実働させ、若いエネルギーに触発点火させる。
こうした実践活動のなかでリーダーは育つ。

1. 校区の概要

久留米市の東北端、最小の大橋町
伝統的米麦水田地帯、近年疎菜園芸、植木の多角的農村区と新住宅団地の混住

旧来区（4区）	441世帯
新住宅団地	126世帯
計	567世帯 2650人

2. 住民意識

市民意識調査(昭55)でスポーツ活動・趣味と教養への関心度は市27校区中、ワーストNO1

3. 校区連帯への課題

伝統的農村は3：1の旧、新混住校区に変わった（10年以來）

従来区の保守性は新住民層と、戦後派世代との間にズレが目立つ。

青年層は地域コミュニティ活動に背を向け、参加意識に乏しかった。

新旧地域、老若の調整と連帯で、校区のコミュニティの形成……第1課題

団地は共働き、農家の56%は兼業、農閑期のない農村の実態は、

「詩を作るより、田を作れ」の生活意識を変容させ、スポーツ・文化・学習によって心豊かな生活を……第2課題

4. リーダー養成の必要性

(1)地域リーダー（校区）の実態

青壮年は無関心で小地域・校区のリーダーは戦前派の年配者にゆだねられ、固

定長期化している。校区活動はマンネリ化し、低迷で活力に乏しい。

(2) 公民館としてのリーダー養成

公民館が主体となって諸行事を企画するなかで、青壮年層を中核リーダーにすえて実働させ、若いエネルギーの触発点火を期待することが効果的課題解決である。

また、この過程で若者はリーダーとしての経験をし、校区の承認を得て成長し、次代の校区リーダーとなり得ることを確信する。

5. リーダー養成の具体策

(1) 公民館運営組織の中で

従来、組織としては館長・職員（2）のほか、運営審議員会だけで、部制、委員会制は全くなかった。（昭54まで）

審議員18名（平均年齢59才）その後、規約を改正し青壮年代表8名を委嘱。

その結果、校区問題に活発な論議が開かれ、新しい活力が生じた。

(2) 体育委員会の設置

唯一のスポーツ行事である校区民体育大会は、区長が中心での企画運営で校区あげでの連帯に限界を感じる。また、体育大会だけでは青年層のニーズに答え得ず、各区より適任者を選出（各区推せん）し、委員16名で会を構成した。（平均年齢 男子33才・女子36才）新たにバレーボール（女子）ソフトボール（男子）の区対抗大会を開催して、今年で第10回目を迎える。

委員は多忙の中で、人間関係や対区の心労もいとわず活動している。校区にとっては貴重な存在であり、リーダーと

しての得難い体験を大事にしながら役割を果たしている。

(3) 文化委員会の設置 8名

文化活動は、スポーツと同じく公民館活動の重要な領域でありながら、昭56までは全く顧みられなかった。54年以来、文化祭の行事開催を思い機会を待った。体育委員会の発足、定着を確認し、57年、同様の手順で各区推せんによる適任者を得て、8名で文化委員会を構成した。各区への依頼条件は、①青壮年で ②文化活動への関心をもち、③リーダーとして育つべき人とした（平均年齢45才）

文化事業として、文化祭（展示、芸能）と謡曲五流会を企画して実施している。すばらしい事業に成長しつつある。

以上の二委員会は、校区の実態と校区民のニーズによって設置したもので、校区の課題解決への事業である。また、活動の中心となる委員は、指導的立場に立つ体験の中で校区の承認をうけ、やがて校区の頼もしいリーダーに成長していくことが期待される。

(4) リーダー研修

体育・文化委合同一泊研修会を実施する。各区のリーダーとしての問題点やその苦労談を出し合い、さらに校区の現状と将来を語り合う充実した一泊研修である。

県立英彦山青年の家、大牟田ハイツなどの施設を利用しながら研修講義等も受講している。

(5) 校区を考える、リーダー懇話会

かつて各団体長の経験者と現団体長（青年団・消防団・PTA・子ども会）で上限50才までの25名が参加する。

校区のこれからの課題など自由に語りあい、過去の経験をもとに現在の団体を考え、校区の活性化と連帯のために自らもてるリーダーシップをさらに発揮していくというものである。

- 区長との合同懇談会の実現
- 旧大橋（県最古の石橋～現在解体～の復元運動

6. リーダーの活動の実際—体育委員—

校区民体育大会の場合、企画から実施まで一貫して体育委が中核となる。

仕事を終えたあと、夜の会合を幾度か経て、出場計画は各区の段階に移る。リーダー諸君は区長、自治委と協議を重ね、いかに区全体を連帯させ、どう組織し参加させるかを考え、かけずり廻る。この間、プログラムによる選手名簿の作成がなかなかの難事である。家族調べによって区内の各年齢層を把握し、一応の原案をもとに、それぞれの年代別集合のうえ、本人の了解をとりつける。同時に、区あげての参加連帯意識を確かにしていく。

せっかくやるなら、楽しく、おもしろく、校区あげての参加を………ということで種目、内容も充実する。

自治委員は小地域公民館で仮装行列のアイディアの検討・モデルの人選・衣裳・用具揃え、若者は応援合戦の練習、子ども達や中年夫婦は運動場集って、リレーや、百足競走の練習………各区に頼もしい活力が漲るのである。

このようなグループの中には、必ず体育委員がいて、懸命に世話をする。

前日には各区の天幕を持ち寄り、区長、自治委と共に、観覧席をつくり、本部関係の仕事、用具の整備、グラウンドの清掃と、よく

動きまわる。当日は演技・用具審判等一切を手際よくさばっていく。

小学校の運動会より遙に多い参加者、見ごたえのある種目、みんな満足感にひたる。後は、各区それぞれの趣向で、慰労・反省会カラオケ自慢がハッスルするのもこの機会である。

各区の区長や自治委との接衝にも、全世帯の参加・協力の実現にも、その中核となるリーダーの心労は並大抵ではない。投げ出したくなることもある。しかし、体育委同志、慰め合い、励まし合って責任を全うしている。

こういう過程で、リーダーとしての貴重な体験をし、みんなに承認されて成長するのである。

7. 結果の考察

公民館運営審議委員会

A 区長…体育委がしっかりやってくれるので問題はない。有難いと思っている。いい人物を得て幸いだ。

B 区長…従来のような世話がなくなった。委員はほんとうによくしてくれる。

C 区長…体育活動には若い人は非常に乗り気だ。リーダーも頼もしい。

D 区長…校区民体育大会は充実し盛り上がった。区では1戸1名必ず選手を出すことになって苦労はない。体育委の努力の成果だ。

E 区長…年1回はぜひ文化祭を開いてほしい。校区の連帯のうで効果的である。推進のリーダー（文化委）に敬服する。

F 区長…謡曲五流会は校区開びやく以来のことである。この農村・小校区で五流が揃うことは驚きである。

G 区長…出展の多さ・作品の見事さにびっくりした。校区にもこんなに趣味をもった人達がいることがわかった。

委員の選出に苦労があるとはいいいながらも、結果的には若い体育・文化委の活動で文化、体育活動が充実し、連帯も確しかなものになりつゝある。

このような積極的な活動の過程の中で、体育・文化委員はリーダーとして貴重な体験をし、各区・校区に目を開き、みんなの承認を得て、やがては校区のよりすばらしいリーダーに成長することを確信する。

校区の活性化、連帯化もさることながら、このことが尊い。

第5分科会

討議のテーマ	同和教育を推進する公民館のあり方を考える ・同和教育推進のための地域指導者の養成について ・同和教育推進のための活動と展開について		
助言者	県教育庁指導第二部同和教育課指導主事	古川	廣和
司会者	京築教育事務所社会教育係長	百留	隆男
記録者	豊津町教育委員会社会教育指導員	熊谷	道雄
会場責任者	豊津町公民館長	木山	徹

同和教育を推進する公民館のあり方を考える —同和教育推進のための活動と展開について—

豊前市宇島公民館長 森本 勝

1. 豊前市の社会同和教育における地域公民館の役割

- (1) 豊前市には地域公民館が10館設置されている。この各公民館には民主団体の豊前市「同和」教育推進協議会（同推協）の支部があり、その事務局担当者が公民館長で、社会同和教育を推進している。
- (2) 各公民館は市の社会教育課に所属し、行政が行う同和教育の推進、例えば婦人学級、家庭教育学級で、年2回程度の同和問題学習や、同和問題研修等への協力を行っている。

2. 豊前市同推協支部の同和教育の概況

- (1) 同推協の各支部は、各地域の実態に即して、自主的に同和問題学習を計画実施し、そのための事務を行っている。各支部で概ね共通して行っている同和問題学習は次の通りである。

- ①各支部の区長を対象にした学習
 - ②各種団体例えば老人クラブ、婦人会等の集会、例会等を利用した学習
 - ③グループ活動（老人サークル、母子家庭、婦人会等の継続学習）の学習
- これらの講師は、主として同推協職員、学校の同和教育推進教員が担当している。

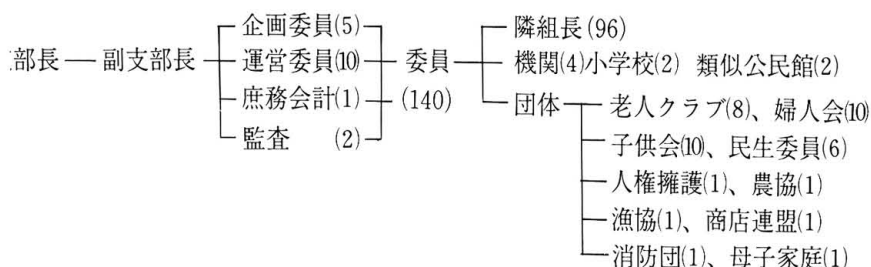
3. 昭和60年度の宇島推進支部における事例

- (1) 私は宇島公民館に勤務して7年になり、支部の同和教育を推進してきた。その中で最近次のように感じている。
 - ①同和問題学習の参加者が、支部の地区によって差が大きい。農村型集落は参加者が多いが、都市型（サラリーマン型）、商業型・漁業型集落では、参加者が極めて少ない。
 - ②学習者は高齢者、婦人層が多く、しかも参加者が固定しがちである。

- ③同和問題に対する一応の理解はあるが、正しい認識が不十分である。
- ④同和問題と私達とのかかわりの理解が十分ではない。
- ⑤講師の問題提起後に質問意見を述べる人が少ない。

- ⑥同和教育に対するよき理解者、協力者が少ない等。
- (2) 本年度の実施概況
前述の反省にたつて、60年度の実施概況は次の通りである。

①宇島推進支部組織



②推進支部委員総会

(60年7月17日PM1.30 宇島公民館にて)

- ①昭和60年度宇島推進支部同和問題学習推進方針 (資料1)

⑦昨年度推進支部が主催したもの 26回

- ①打合せ…企画委員会(4)

運営委員会(2) 計6回

- ②同和問題学習…各区民(7)

老人クラブ(3)

婦人会(2) 区長会(3)

支部総会委員(1)

子供会役員(1)

公民館運営審議委員(1) 婦人学級(2)

計20回

昨年度は、とくに区長(3回)、宇島公民館運営審議委員(1回)に、同和教育のよき理解者、協力者としての学習を行った。

各区で行う同和問題学習会は、区長宅(3回)、公民館(4回)で行った。同和問題学習会への区民への呼びかけは、回覧板を区長→隣組長→区民へとまわして、参加依頼をした。

- ③支部事務局担当者が諸行事に参加した回数—27回

同和教育中央講座(6回)、県同教大会(一泊二日)同推協社会教育部会、推進支部事務局担当者会議及び研修会京築地区社会教育職員同和問題研修会、その他の研修会等。

4. 宇島婦人学級における同和問題学習の事例

最近と同和問題学習がマンネリ化したとか、空洞化した等の声を聞く。

例えば、①同和教育は分かっている。いつまで行うのか。②同和教育をやらされている。③ねた子をおこすな、④逆差別である等。このような状況から同和問題学習で講師の問題提起後、質問、意見がほとんど出ない。

そこで、前述の昭和60年度の宇島同和教育推進基本方針に従って、なぜ同和問題学習を行うのか——「同和問題と私達とのかかわり、身の周りの差別、差別を見抜く」の学習を行い、学習者の質問、意見が十分出るように、学習内容、方法を配慮してみた。

宇島婦人学級の同和問題学習

(60.7.24 学級生25名)

問題提起 森本 勝 司会 石井春恵

学習目次

- (1)はじめに ①7月は同和問題強調月間
②啓発とは
③なぜ学習するのか
(資料) 小冊子「さべつをなくすために」(福岡県、福岡県教育委員会)
- (2)身の周りの差別 ①差別とは
②女性差別
(資料) ①総理府婦人に関する世論調査(資料2)
②女人禁制…トンネル取材に女性アナ拒否、小金井カントリー倶楽部の女性締め出し、大峰山の一部女性禁制等
③女性の出不足金

④女性の賃金格差等

③部落差別

(資料) ④ポスター

⑤作文「命」

(資料3)

(3)結 語

(4)話し合い

- (1)小冊子「さべつをなくすために」を読んだことがありますか。
- (2)女性差別の事例をあげて下さい。
- (3)作文「命」を読んで感じたこと。
- (4)同和問題は自分の問題である…をどうお考えですか。
- (5)次回の同和問題学習はどんな内容を望みますか。
- (6)その他

5. 結語

- (1)今までの啓発活動の内容について再検討する必要がある。
- (2)同和問題と私達とのかかわりについて、十分認識させる。
- (3)内容はわかりやすく、系統的、具体的、計画的に示す。
- (4)話し合い学習は、学習者の質問、意見を聞き、引出し、学習者の意識を把握し、啓発学習を行う。

資料1

昭和60年度宇島推進支部「同和」 学習推進方針

同和教育の中身を点検し地域の実態を把握し、その上に立って「同和」教育を積極的に推進する。

- (1)地域住民の「同和」教育の問題と改善点を再認識する。
- (2)「同和」教育と社会の日常諸問題とのかわり合いを話し合いながら「同和」問題学習を行う。

(3)各区は少なくとも年一回以上の「同和」問題学習の集会を開く。

(4)各種団体の会合を利用し、「同和」教育の浸透を図る。

(5)各種資料、パンフレット等を配布し、啓発に努める。

(6)本年度の同和问题学習は、なぜ「同和」問題学習を行うのか…私達とのかかわり、身の周りの差別・差別を見抜く等について話し合い学習を重点的に行う。

昭和60年度 行事計画

月別	行 事 名	摘 要
4～5月	老人クラブ総会における同和学习	身の周りの差別
9 } 11月	赤熊上区、赤熊南区、戸津田区 赤熊下区、神明・元町区 周防・日の出区、昭和区	区長宅、公民館を利用
11～12月	同和教育中央講座	中央公民館主催
9 } 3月	①各種団体の同和学习 ②各種団体の役員会における同和学习	

資料2 総理府調査…婦人に関する世論 調査(昭59)

- (1)男女の地位は73.9%が不平等、16.9%は平等
- (2)もし生まれかわるとしたら、男と女のどちらがいいか。
 - ①男に生まれたい52.6%、女に生まれたい30.9%
 - ②男性の場合 もう一度男に生まれたい80%、女に生まれたい5%
女性の場合 もう一度女に生まれたい50%、男に生まれたい30%

資料3

命(いのち)

福岡県同和教育研究協議会発行
「部落(ムラ)の文化創造と再生を」より

おまえが、この世に生を受けた時
うれしいとはおもえなかった
おまえの命が私の体にやどったのを知った時
何日も何日も一人でない
それどころか
おまえが、この世の光をあびる前に殺してしまおうとまでおもった
こんな母を許してくれ

ひとは「おめでとう」と言うだろう
しかし、私はおまえを産むのをためらった
わたしは、冷たい視線や冷たい言葉の中で冷
たい矢を全身に受けて生きてきた
お前も私と同じおもいをするのだろう
できることならおまえに代ってこの母がその
重い荷をせおってやりたい
お前にむけられた冷たい矢をこの身で受けと
めてやりたい
今 お前は何もしらずに乳をのむ
その命をその全身をわたしにゆだねて
私の腕の中でコクンコクンとのどをならす
私のぬくもりがおまえに伝わる
お前が大きくなった時この母の思いを語る
日がくるだろう

(松江ちづみ作)

第6分科会

討議のテーマ	学習・交流の場としての自治公民館のあり方を考える	
	・地域住民の学習活動を促進する自治公民館のあり方について	
	・地域住民の交流を促進する自治公民館のあり方について	
助言者	県立英彦山青年の家所長	原田修次
司会者	北九州教育事務所社会教育係長	田中博士
記録者	行橋市教育委員会社会教育主事	細川義之
会場責任者	行橋市教育委員会社会教育課長	石橋龍俊

学習・交流の場としての自治公民館のあり方を考える

中間市下蓮花寺公民館長 島田武雄

はじめに

生涯教育の場として、地域公民館が学習活動に専念し、住民のふれあいの中から、お互いの交流を深め、社会教育の充実を図ることは住民等しく願うところである。

しかしながら、現在の社会環境の中で果たして各家庭は、それに対応するだけの時間と暇があるだろうか。大部分の家庭が、夫婦共働きという状況の中では、ややもすれば子供にすらかまう暇さえない、というのが実情だと思う。このような悩みの中で、地域公民館の活動を如何にして進めて行くか、大変な難かしさがあると思う。この重要時期にこの度、本大会で私の公民館が事例発表の機会を得たが、果たしてテーマにそった発表ができるか、非常に危惧するものである。

しかし、たとえ平凡な事例であろうともみんなで討議し、みんなで学習する中で、何かを生み出していくことが本大会の目的である

なら、誠に喜ばしいことである。

1. 地域の概要

下蓮花寺公民館は、中間市の北部に位置し同じ地域に中央公民館、体育文化センター勤労青少年ホーム等があり、社会教育活動の場としては、非常に恵まれた地域である。又、住民構成も9隣組で165戸という地域活動体としても恵まれ、静かな環境に包まれた街である。

2. 施設の概要

現在の公民館は昭和58年5月に完成した。旧公民館は、昭和41年に建設され、建物総面積は67.65㎡で、当時の戸数110戸に対しては十分な活動ができる公民館であった。

しかし、年を追う毎に人口も増え、地域における社会教育活動の必要性を痛感する

時期に至っては、住民自ら広い公民館を求めるようになった。

このような中で、現在の公民館は住民の総意により、外部に資金を求めることなく、すべて住民の私費によって建設された。

建物総面積は191.33㎡で旧公民館の約3倍、大広間93㎡（ステージ、放送室、道具倉庫を含む）和室6畳2間、調理室27㎡あり、自治公民館として中間市でも優秀な公民館である。

3. 公民館運営

私が公民館長に就任したのは、現在の公民館が建設された昭和58年である。

役員の任期は2年で、充実した施設の中で公民館活動を行うために、まず住民の意識の高揚を図ることを目的とした。

活動の指標を、「皆んなで、進めよう公民館活動」とし、これを具体化するために、

① 集会、② 創造、③ 実践

即ち、皆んなで集まり、皆んなで考え皆んなで実行することにした。

以上を目的に運営をしているが、やはり限られた人達だけの行事参加となり、なかなかうまくはいかない。しかし、これが現在までの地域活動の内容である。従って現在では、「健康で明るく活気ある公民館活動」を指標に頑張っている。

これから公民館組織の内容と諸行事の活動について述べていきたい。

(1) 総会

年1回の定例総会と、必要に応じ開催する臨時総会がある

(2) 運営委員会

毎月原則として第1土曜日（午後7時

30分より）に開催する。但し、市公連会議との関連により、第2土曜日に開催することもある

〔註〕市公連会議とは、中間市公民館連絡協議会をいう。

(3) 各部会

部長が招集し、その月の事業計画を立案する

(4) 運営委員会の構成

館長1、副館長1、事務局2、会計1各部正副部長12、隣組長9、顧問9、計35名で構成する。

但し、顧問は必要に応じ運営委員会に出席する。

4. 各部活動について

児童部

児童部長が育成会長となり、子供会を指導する。従って、児童部活動は育成会活動とする。

(1) 子供会（50名）

毎月第3土曜日（午後3時より）に開催する班制度を設け、連絡の徹底と活動の強化を図っている。

(2) 子供会育成会

毎月第4土曜日（午後7時より）に開催する。

子供会と同様に班制度を設けて活動している。

(3) 60年度事業

(イ) 乗馬倶楽部で馬の観察

若松乗馬倶楽部で、親子ともに馬の観察をしながら、乗馬に楽しむ。

(ロ) 母と子のソフトボール大会

炊事と洗濯でしか見ないお母さんの違った一面を見て子供たちは大いに喜

ぶ。

(ハ) 第8回 子ども祭り

夏休み期間中、自分達で考え、自分達で作った豊年ミコシを担いで参加し、創作力の魅力と楽しさを体験する。

(ニ) 夏休み諸行事

ラジオ体操、早朝マラソン、七夕まつり、七夕揮毫会、親子映写会、盆踊り、ソフトボールの練習等を実施している。

(ホ) 第5回 遠賀川親子凧揚げ大会

中間市子ども会育成連絡協議会主催の凧づくり教室に参加する。そして、子ども会で指定凧の制作を行い大会に参加、父親との協同作業で揚がった凧に喜ぶ子供の顔が生き生きとしている。

(ヘ) 国鉄ローカル線、親子ふれあいの旅に参加して

ローカル線展望による社会見学と、親子ふれあいの目的を十分に果たすことができ、社会勉強として予想以上の成果を上げる。

(4) 育成会活動について

育成会の学習の場として、毎月の育成会開催時に視聴覚協会との連携で、教育映画上映後、学習会等を進めている。

特に今後は、いじめ問題なども話し合いながら防止対策等を学習するようにしている。

(5) 婦人部活動について

公民館活動の母体は婦人部であり、いろんな行事に婦人部が参加して、はじめてその行事が遂行できる。

毎月の婦人部会は、正副部長、各隣組長の婦人を連絡員とし構成している。

審議事項は、運営委員会に提案する事項、

又、運営委員会の決定事項等の実施についていろいろと話し合っている。

一時、婦人部活動は市の婦人会員だけがするものと思いこんでいた婦人も、館報による指導で、その地域に在住する成人以上の婦人はすべて婦人部員であるとの理解が深まり、集会等には組長と一緒に多くの人が出席するようになった。60年度の間中市公民館連絡協議会、第25回大会においては婦人部活動についての事例発表も行った。これはなんといっても婦人会員が組織の中でいろいろ学んだものを地域で指導しみんなが活動しているからである。

年間行事としては、健康教室、料理教室、手編み、ヨガの各教室の外、盆踊り、敬老会、市民体育祭の行事参加、特に年2回開催する婦人部総会では、学習会等を行い、婦人の地位向上などにも努めている。

(6) 教養部活動について

生花、習字、そろばんの各教室をはじめ、囲碁、将棋同好会を毎月実施している。

その外、ふるさとづくりを担当し、各部と連携しながら、ふるさとづくりを進めている。

(7) 青体部活動について

児童部との連携をはかり、子供の体力増進と、青壮年の体育行事に取り組んでいる。

年間行事として

- ① 児童のソフトボール大会
- ② 中学生球技大会
- ③ 年齢別ソフトボール大会
- ④ 市民体育祭
- ⑤ 老人と子供のゲートボール大会

特に年齢別ソフトボール大会では、10代から50代までが参加し、ふれあいの場として有意義な行事になっている。

(8) 老人部活動について

毎月、老人会を開催し、学習会や映写会を開催している。

月例行事としては、

- ① ゲートボールの練習
- ② お茶のみ会

ゲートボールのできない老人で、自分達で作った料理を食べながら歓談して楽しみ、仲間の輪を広げている。

その外、老人連合会大会、老人大学、体協主催のゲートボール大会にも参加している。

(9) 広報活動について

- ① 毎月1回、公民館報を発行している。
- ② 年間行事のすべてを8ミリに集録し、年度末、又は年度はじめに上映し、反省と飛躍の資料にしている。

又、子どもの生いたちの記録ともなりふるさとづくりの一環として集録し、保存するようにしている。

おわりに

以上で事例発表を終わるが、現在、昭和62年4月1日開館の予定で市立図書館、郷土資料館が同じ地域の中央公民館東側に建設されている。したがって開館後は図書を通じて、幼児に読み聞かせ、語り聞かせや読書習慣等をうえつけながら生涯学習時代における学習活動をすすめて行きたいと思っている。

第7分科会

討議のテーマ	学習・交流の場としての自治公民館のあり方を考える	
	・地域住民の学習活動を促進する自治公民館のあり方について	
	・地域住民の交流を促進する自治公民館のあり方について	
助言者	前広川町藤田区分館長・現広川町教育委員会教育長	古賀哲夫
司会者	南筑後教育事務所主任社会教育主事	中村富治
記録者	苅田町中央公民館長	小田博文
会場責任者	苅田町教育委員会社会教育課長	増田政昭

地域住民の学習・交流を促進する自治公民館(分館)活動について

八女郡広川町牟礼区前分館長 江口直

1. 広川町と牟礼区の概要

広川町は福岡県南部、八女郡の北西部に位置する。昭和30年に、上広川村・中広川村・下広川村(一部)が合併し東西約14km、南北約5.4km、面積38.4km²からなる。人口約17,500名の静かな田園の町である。

広川町の基幹産業である農業は、米、麦の他、果樹園(ぶどう・みかん・梨・柿・桃)、ビニールハウス栽培(ぶどう・いちご・桃・菊・ばら)及び茶などが盛んである。在来工業で有名な久留米かすりや、織物工業、竹細工・みす等の企業もある。

広川中核工業団地が完成し、基幹産業としての農業の振興と、公害のない企業の誘致により、農業と工業の調和のとれた町づくりをめざしている。

牟礼区は、国道3号線と県道三瀬・上陽線が交叉する川瀬区と隣接し、交通の便と自然環境に恵まれ、下広川校区の玄関に当

たる地区である。

昭和29年、牟礼茶屋区と分区した当時は50戸余りであった。その後、町の宅地造成により、昭和48年、丸山団地(47戸)をはじめ区の東部に住宅ができ、戸数と人口が急増し、現在、世帯数126戸、人口486名で、今後もなお増加の見込みである。

施設では、公民館が、今から61年前の大正15年に、区民の総意により、木造瓦ぶき平屋建、建築面積110.5m²で牟礼公会堂として竣工されている。現在は、内部改造をし、大広間、和室、調理室等がある。施設で誇りとしているのが、昭和54年、区の北側に、面積9,564m²の運動場ができたことにより、ゲートボール大会、ソフトボール大会、運動会等、区民の健康づくりや、ふれあいの場、また、子どもの遊び場として幅広く活用されている。

2. 分館運営の概況

(1)本年度の努力目標

伝統と新しい感覚によって、生々発展を願う区民は、和と協力により、住みよい牟礼区づくりに努力する。

- 1, あいさつで和を広げる。
- 2, スポーツを通して協力しあう。
- 3, 青少年の健全育成に努める。

(2)分館運営委員会

運営委員会は13名で、区長（副分館長）を始め、民生委員、隣組長、各種団体の長で構成している。年7～8回必要に応じて開催する。

任務は、分館の目標設定、予算の作成、行事計画、各種行事に対する共通理解と実践運営、各種団体の連絡調整等である。

運営に当たっては、全員が個性を生かし、リーダーとして活躍し、お互いの協力が分館活動の成否の鍵となる。

(3)実践の一端

- ・ 4月14日 敬老会（参加者数 39名）

敬老会に招待するのは、70歳以上の方で、老人クラブからの要望もあり、年度初めの第2日曜日に実施することが、恒例になっている。

婦人会役員、隣組長の世話により、余興も、舞踊、カラオケと賑やかな中に盛大な催しができ、大変喜ばれた。

敬老会を年度初めに実施することは、人生経験豊かな先輩から、区の伝統や、住みよい地域づくり等についての、指導やアドバイスを受けられ、分館活動のため有意義である。

- ・ 5月19日 ソフトボール大会
(参加者数 区民全員)

本年度の重点目標の一つに「スポーツを

通して協力しあう」とあげている。

区は、昔から住んでおられた方と、新しく住まれた方の混成による区であることから、スポーツを通して、お互いのふれあいにより、親睦を深め、協力体制をつくり、分館活動が、スムーズにしかも成果をあげることができるように、今年から開催したものである。

大会は隣組対抗で、区民の多くの人が参加できるようなルールで実施したが、あいにくの雨にもかかわらず、雨なんかなんのその、珍プレー、ミスプレーもあったが、かえってそれが励ます声援となった。途中大降りになり、残念ながら一試合で中止した。雨にもかかわらず、途中で帰る人もなく、ずぶぬれになって試合をし、また応援をされ、この協力される姿を見て、牟礼区はまとまり協力体制ができていると思い、これならモデル分館としてやっていけると、意を強くした。

- ・ 6月18日 講演会（参加者数 40名）

モデル分館として、分館を盛り上げ、協力体制をつくるために、区の実情がわかっておられる 中村中央公民館長を講師として、講演会を開催した。

内容は、

- 1, 広川町の実態と牟礼区の実情
- 2, 公民館のめざすもの
- 3, 豊かな人づくり

公民館運営に全力を傾けられている先生だけに、自信と余裕に満ちた話と、区の実情にあった実例をあげて、わかりやすく、方言をまじえ、身近に感じさせられる講演は、今後の区や、分館活動に大きな勉強となった。

最後は質疑応答で、身近に感じているだ

けに、終始なごやかにしかも、熱気がこもり感動的であった。

・ 6月30日 家庭教育学級
(参加者数 延107名)

家庭教育学級は、中央公民館からの要請と、少年団育成会役員の尽力で開催することができた。

現在一番問題になっているのは何か？何を勉強したいかを運営委員会で話し合った結果、中学生の家庭内暴力、校内暴力、いじめ等多様であり、深刻な社会問題になっているので、中学生をどう教育、或いはどうしつけしたらよいか勉強したいとの意見であった。そこで、中学生を持つ親を対象に、主題を「子育て」におき、次のような学習会を、5回開催した。

- 第1回 6月30日 開級式
映画「自立への心」
- 第2回 7月12日 中学生の指導
(広川中地区懇談会)
- 第3回 7月27日 映画「反抗期」
- 第4回 8月11日 親子のふれあい
(ソフトボール大会を中心に)
- 第5回 8月24日 閉級式 講演
(立花町 倉八エミ子先生)

暑い最中であるが、最も心配している中学生の教育のあり方、しつけの問題だから、スムーズに開催できると思っていたが、忙しい、生活もかかっているので人集めや学級運営等委員の皆さんには大変お世話をかけた。

しかし、開催すると、どの学習もよかった、ためになった、我が家の子育てに自信ができた、倉八先生の講演は、体験を通しての話だったので、深く感銘したと喜ばれた。

・ 7月21日 野外活動(参加者数 50名)

子供会育成会役員の尽力により、例年夏休みになってすぐ海水浴に行っていたが、今年は事情により久留米リバーサイドに行き、プールの水泳など楽しい一日を過ごし、親子のふれあいを深めることができ、よい思い出となった。

・ 7月21日 壮年ソフトボール大会参加
(参加者数 23名)

40・50代の方は多忙で、働き盛りの人たちがばかりだから、選手としてお願いするのはすまないという気持が一杯ある。

しかし、お願いに行くとは皆私でよかったらと気持ちよく、積極的に協力される。こんなに嬉しいことはない。試合は奮闘むなしく2回戦で惜敗したが、楽しい1日を過ごしたと、大変喜ばれた。

終了後、反省会をやったが、歌や踊りが飛びだし、相互のふれあいができ、特に、40・50代の区を中心になる方が、このようにチームワークがよく、協力してもらえるので、分館長もやりがいがある。また、区の発展に大きく貢献するものと、感服した。

・ 8月16日 盆踊り(カラオケ大会も行う)
(全区民)

盆の16日、恒例の盆踊りとカラオケ大会を開催した。盆踊りも今年は第9回で定着してきた。この盆おどりは、婦人会が中心で、子供会の協力で行っているが、そのための練習が大変である。ハイサ踊り、俺のふるさと福岡県、炭坑節、広川音頭と練習が大変だっただけに、皆上手で、見物人から大きな拍手があった。

カラオケ大会は、盆踊りの合間を利用して、各隣組から2名出場、飛び入りもあり、すば

らしい美声を聞くことができ、楽しい盆の一夜を過ごすことができた。

運営委員会では、スピーカーでなるべく多くの家に聞こえるようにしたり、夜店が出るような手立てをすればもっと盛り上がるとの反省があった。

・10月6日 区民運動会
(参加者 区民全員)

第6回、区民運動会は昨夜来の雨で、30分遅れて開催した。区に運動場を持っているので、スポーツ行事をするのに心配しなくてよいのが、誇りである。

普段はお互いに忙しくて、顔を合わせる機会も少ない。今日1日、何もかも忘れ、楽しく、やってよかったと喜ばれる運動会にしたと、運営委員会で、幼児から老人まで、誰でも参加できる種目をとプログラムの作成をした。最初は、楽しく事故がないようにすればよいと思っていたが、段々熱が入ってくるとあめ食い競走まで隣組対抗がおもしろくて、一生懸命やると出場者から申し出がある。本当に老いも若きも全力を出しきっての競技であった。

競技がおわると、「頑張ったない」と勝敗を忘れて、お互いの健闘をたたえる。観覧席からは、盛大な拍手があり、すばらしい運動会であったと思う。

モデル分館のテーマ「区民の健康増進と親睦を図る活動をどうしたらよいか」 今まで行事を実施した中で、ソフトボール大会や、運動会のようなスポーツを通してやったが、健康増進と、親睦を図るには最もよいと思った。

それは、頭で覚えるのではなく、心と体で感じとることができるからである。

3. 分館活動の反省

(1)分館運営委員会の重要性

「牟礼分館は運営委員会から」、公民館をスムーズに、しかも成果をあげるには、何といても、運営委員の深い理解と、積極的な協力がなければ、絶対にその効果はあがらない。運営委員のチームワークが最も大切である。委員が特技を生かし、リーダーシップを発揮し、分館活動に協力されたから、何とか分館運営ができたと思っている。

(2)区民の協力体制

分館長になって2年、試行錯誤の連続であった。区の総会で、モデル分館であるので、実績がなければその意味がない。分館活動に対する区民の皆さんの理解と協力をお願いした。

行政にしても、分館活動にしても一人では何もできない。分館で事業をやる場合に、相談に行くとは何でも、「私で良かったら」と言って協力された。この協力があつたからこそ、分館活動や、中央公民館が主催する「家庭教育学級」、八女郡社会教育振興会主催の郡公民館職員研修会で「分館運営の現状と問題点」について発表できたのも、全く区民の協力のおかげであると痛感している。

(3)今後の課題

スポーツ行事や、祭りには参加者が多いが、講演会、懇談会は人集めを心配しなければならないのが現状である。

また、出席されるのは、女性が多く、男性の出席が少ない。いかにして出席率を上げるか、どうすれば、男性の参加が得られるかが、今後の課題である。

参 考 資 料

- (1) 県内公立公民館一覧
- (2) 「福岡県における公民館の実態とその考案」

—これらの公民館の姿を求めて—

〈公民館福岡 —第69号—〉 抜すい

県内公立公民館一覧

北九州市

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	門司中央公民館	〒801 門司区栄町3-7	(093) 332-0888	S56・4・2	2200 m^2	10人
	小倉北中央公民館	〒803 小倉北区大門1-6-43	571-2712	S54・11・1	1970	10
	小倉南中央公民館	〒802 小倉南区若園5-1-5	941-4220	S51・4・29	1735	10
	若松中央公民館	〒808 若松区本町3-13-1	751-8683	S60・7・1	1524	10
	八幡東中央公民館	〒805 八幡東区尾倉2-6-3	671-6561	S26・10・15	2169	9
	八幡西中央公民館	〒806 八幡西区相生町19-1	641-7700	S51・5・2	2035	10
	戸畑中央公民館	〒804 戸畑区浅生2-13-7	882-4281	S49・11・11	843	10
1	老松公民館	〒801 門司区老松町3-1	(093) 332-0889	S56・4・23	671	3
2	風師公民館	〒801 // 風師3丁目10-27	331-5735	S60・4・17	708	4
3	大里西部公民館	〒800 // 稻積1丁目3-1	381-4927	S44・4・1	670	3
4	大里中部公民館	〒800 // 高田1丁目20-1	381-2328	S48・5・12	703	4
5	大里東部公民館	〒800 // 下二十町1-12	371-4419	S48・5・13	692	3
6	松ヶ江公民館	〒 ⁸⁰¹ ₋₀₁ // 恒見21-1	481-0290	S41・4・23	689	3
7	足立公民館	〒802 小倉北区熊本1丁目12-1	531-3873	S58・4・22	702	4
8	板櫃公民館	〒803 // 井堀2丁目7-4	591-8750	S51・10・1	769	4
9	霧丘公民館	〒802 // 黒原2丁目30-30	922-7365	S52・12・3	705	4
10	小倉東公民館	〒802 // 堺町2丁目4-24	551-1201	S46・4・1	677	4
11	篠崎公民館	〒803 // 真鶴1丁目5-15	571-3281	S55・4・20	684	4
12	白銀公民館	〒802 // 白銀1丁目5-8	921-2606	S53・3・3	705	4
13	富野公民館	〒802 // 上富野 ⁵ 丁目 6-21	522-5233	S53・5・6	703	4
14	日明公民館	〒803 // 日明4丁目3-7	571-3704	S42・4・1	539	4
15	南小倉公民館	〒803 // 熊谷1丁目 26-15	582-7328	S60・11・27	960	2
16	蒲生公民館	〒803 小倉南区蒲生3丁目6-15	963-0158	S29・4・1	153	3
17	企救公民館	〒802 // 北方2丁目16-7	951-0133	S43・3・31	644	4
18	北方公民館	〒802 // 北方3丁目62-5	951-0114	S25・1・1	209	2(1)
19	志徳公民館	〒803 // 大字徳力636-4	963-3101	S53・12・2	709	4
20	城野公民館	〒802 // 富士見3丁目1-3	951-0231	S52・4・1	1327	4
21	曾根公民館	〒 ⁸⁰⁰ ₋₀₂ // 下曾根 ⁴ 丁目 23-38	471-7710	S48・8・21	703	4
22	沼公民館	〒802 // 沼緑町 ¹ 丁目 11-19	473-2021	S52・9・1	706	4
23	東谷公民館	〒 ⁸⁰³ ₋₀₁ // 大字木下704-1	451-0217	S58・11・21	723	4
24	南曾根公民館	〒 ⁸⁰⁰ ₋₀₂ // 大字朽網1870	471-8566	S56・9・30	709	4

北九州市

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
25	湯川公民館	〒800 <small>02</small> 小倉南区湯川1丁目8-33	941-1751	S55・10・16	709 ^{m²}	4人
26	横代公民館	〒802 " 横代東町4丁目13-1	962-1731	S52・9・2	716	4
27	両谷公民館	〒803 <small>02</small> " 徳吉南1丁目6-10	451-1138	S50・5・10	706	4
28	島郷公民館	〒808 <small>01</small> 若松区鴨生田2丁目1-1	791-0483	S41・2・1	657	4
29	枝光公民館	〒805 八幡東区日の出1丁目5-11	661-1034	S30・3・27	714	4
30	枝光北公民館	〒805 " 大宮町6-1	661-2437	S39・2・25	570	4
31	大蔵公民館	〒805 " 大蔵2丁目4-13	652-3817	S29・7・2	676	4
32	尾倉公民館	〒805 " 尾倉1丁目15-2	661-0516	S33・12・16	706	4
33	高見公民館	〒805 " 荒生田2丁目3-10	651-2101	S32・7・30	733	4
34	槻田公民館	〒805 " 宮の町2丁目2-10	651-3816	S29・8・28	647	4
35	前田公民館	〒806 " 桃園4丁目1-1	661-1584	S33・8・1	704	4
36	八幡大谷公民館	〒805 " 中央2丁目1-1	661-1092	S35・9・10	625	4
37	穴生公民館	〒806 八幡西区鷹の巣3丁目3-1	641-6026	S37・7・7	919	4
38	永犬丸公民館	〒806 " 大字永犬丸1932-1	603-1055	S53・10・1	725	4
39	沖田公民館	〒807 " 大字永犬丸69-3	612-3881	S46・4・5	670	4
40	折尾公民館	〒807 " 光明2丁目2-50	601-8991	S33・10・11	578	4
41	香月公民館	〒807 <small>11</small> " 大字香月2652-2	617-0203	S36・6・4	881	5
42	熊西公民館	〒806 " 山寺町6-30	641-3407	S28・10・28	618	4
43	黒崎公民館	〒806 " 藤田4丁目1-1	641-4106	S31・4・4	1132	4
44	上津役公民館	〒806 " 上の原2丁目2-16	612-3568	S59・6・28	717	4
45	木屋瀬公民館	〒807 <small>12</small> 八幡西区大字野面770	617-1127	S57・11・26	704	4
46	陸山公民館	〒806 八幡東区桃園3丁目1-1	661-1657	S61・4・12	710	4
47	則松公民館	〒807 八幡西区則松2丁目9-1	602-2010	S55・4・1	704	4
48	引野公民館	〒806 " 別所町9-1	641-2906	S42・7・28	569	4
49	本城公民館	〒807 " 本城1丁目15-1	601-8990	S38・6・8	601	4
50	八児公民館	〒806 〃町上津役東1丁目17-1	613-2555	S55・4・24	709	4
51	浅生公民館	〒804 戸畑区浅生2丁目13-7	881-5688	S49・11・11	843	3
52	一枝公民館	〒804 " 一枝1丁目8-1	881-1029	S56・4・10	505	3
53	鞆ヶ谷公民館	〒804 " 西鞆ヶ谷町3-17	881-1039	S55・10・24	519	3
54	沢見公民館	〒804 " 小芝2丁目1-4	881-5689	S35・5・13	439	3
55	三六公民館	〒804 " 小芝3丁目12-2	881-0958	S47・12・6	490	3

北九州市

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
56	天籟寺公民館	〒804 // 天籟寺2丁目2-13	881-1028	S34・6・6	318 m^2	3人
57	大谷公民館	〒804 // 東大谷2丁目12-33	881-0067	S31・6・6	333	3
58	大谷西公民館	〒804 // 菅原2丁目12-12	881-3148	S40・4・5	293	2(1)
59	中原公民館	〒804 // 中原東2丁目2-35	881-1038	S56・4・16	519	3
60	西戸畑公民館	〒804 // 南鳥旗町3-17	881-2330	S50・8・1	502	3
61	東戸畑公民館	〒804 // 千防3丁目1-12	881-1019	S52・4・21	514	3
62	牧山公民館	〒804 // 牧山4丁目1-22	881-1041	S58・4・20	409	3
63	牧山東公民館	〒804 // 丸山1丁目2-38	881-3177	S40・4・5	310	3

福岡市

	東市民センター	〒813 東区香住丘1丁目12-1	(092) 661-1831	S52・7・16	3025	12(1)
	博多市民センター	〒812 博多区山王1丁目13-10	472-5991	S58・8・26	4098	14(1)
	中央市民センター	〒810 中央区赤坂2丁目5-8	714-5521	S55・3・23	3854	10(1)
	南市民センター	〒815 南区塩原2丁目8-2	561-2981	S53・7・22	5058	10(1)
	城南市民センター	〒 ⁸¹⁴ ₋₀₁ 城南区片江5丁目3-25	862-2141	S59・8・1	4028	10(1)
	西市民センター	〒814 早良区百道2丁目2-1	831-2321	S57・2・14	4034	18(2)
↓						
1	馬出公民館	〒812 東区馬出1丁目12-33	651-0605	S28・4・1	280	3
2	筥松公民館	〒812 " 箱崎1丁目27-17	651-2608	S28・1・1	525	2
3	箱崎公民館	〒812 " "	651-7708	S27・1・1	筥松共用	2
4	香椎公民館	〒813 " 香椎駅前2丁目13-1	661-3258	S30・2・1	280	3
5	多々良公民館	〒813 " 大字津屋1032-5	691-3767	S30・2・1	455	3
6	名島公民館	〒813 " 名島2丁目43-73	681-0155	S31・4・1	349	3
7	和白公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₀₂ " 和白3丁目28-30	606-3001	S35・8・27	281	3
8	香住丘公民館	〒813 " 香住ヶ丘1丁目22-23	681-4704	S37・4・1	290	3
9	千早公民館	〒813 " 千早3丁目3-6	661-3240	S40・7・10	265	3
10	志賀公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₀₃ " 大字志賀島736-1	603-6706	S46・4・5	556	3
11	西戸崎公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₀₃ " 西戸崎4丁目8-33	603-0201	S46・4・5	418	3
12	若宮公民館	〒813 " 大字松崎2757-2	662-5454	S51・4・1	275	3
13	美和台公民館	〒 ⁸¹¹ ₋₀₂ " 美和台1丁目3-12	607-0294	S52・4・1	272	2
14	城浜公民館	〒813 " 城浜団地32-2	671-6181	S52・4・1	270	3

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
15	和白東公民館	〒811-02 東区高見台2丁目400-2	607-2442	S53・4・1	275 ^{m²}	3 ^人
16	八田公民館	〒813 “ 八田2丁目16-20	681-5371	S53・12・1	280	3
17	舞松原公民館	〒813 “ 水谷1丁目8-30	672-2199	S56・4・1	281	3
18	香椎東公民館	〒813 “ 大字香椎1844-121	672-7098	S57・4・1	281	3
19	奈多公民館	〒811-02 “ 大字奈多字中裏付 ¹²⁴³ ₋₃₈₁	607-4697	S60・4・1	281	3
20	青葉公民館	〒813 “ 大字八田字山ノ浦 ⁴³¹ ₋₄	691-9799	S60・4・1	281	3
21	冷泉公民館	〒812 博多区上川端町6-1	281-2245	S29・4・1	288	2
22	奈良屋公民館	〒812 “ 奈良屋町1-6	271-4461	S29・4・1	281	2
23	御供所公民館	〒812 “ 御供所町6-6	281-5512	S29・4・1	263	3
24	大浜公民館	〒812 “ 大博町7-16	281-0343	S28・4・1	307	3
25	住吉公民館	〒812 “ 住吉5丁目6-1	441-6955	S29・4・1	267	3
26	堅粕東光公民館	〒812 “ 東光2丁目15-2	411-7792	S28・1・1	521	4
27	千代公民館	〒812 “ 千代1丁目20-11	651-0066	S28・4・1	239	3
28	吉塚公民館	〒812 “ 吉塚2丁目21-15	611-6320	S28・4・1	279	3
29	東住吉公民館	〒812 “ 博多駅前4丁目 ¹¹ ₋₁₂	431-1271	S27・1・1	281	2
30	席田公民館	〒812 “ 大字下臼井30-1	611-0315	S27・1・1	460	2
31	月隈公民館	〒816 “ 大字上月隈847-3	503-4106	S28・1・1	239	3
32	那珂公民館	〒816 “ 那珂2丁目3-2	431-5993	S35・4・1	281	3
33	板付公民館	〒816 “ 麦野1丁目28-56	581-1117	S22・3・4	283	3
34	那珂南公民館	〒816 “ 寿町3丁目3-5	571-4319	S35・4・1	330	3
35	春住公民館	〒812 “ 博多駅南3丁目11-30	441-6269	S37・3・29	281	3
36	東吉塚公民館	〒812 “ 吉塚6丁目6-10	611-2001	S49・4・1	330	3
37	板付北公民館	〒816 “ 板付2丁目2-70	574-0651	S51・2・1	281	3
38	東月隈公民館	〒816 “ 大字下月隈52-175	504-1360	S54・4・1	278	3
39	美野島公民館	〒812 “ 美野島2丁目6-11	474-0070	S54・4・1	283	2
40	三筑公民館	〒816 “ 三筑1丁目7-32	573-4664	S59・4・1	331	3
41	大名公民館	〒810 中央区大名2丁目6-53	751-4212	S29・4・1	519	2
42	当仁公民館	〒810 “ 唐人町3丁目1-11	751-6824	S28・4・1	280	3
43	簀子公民館	〒810 “ 大手門3丁目10-7	712-2268	S29・4・1	282	2
44	警固公民館	〒810 “ 警固1丁目11-2	731-4655	S29・4・1	281	3
45	春吉公民館	〒810 “ 春吉1丁目17-13	761-2528	S29・4・1	288	2

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
46	草ヶ江公民館	〒810 中央区六本松1丁目11-1	741-7998	S28・4・1	463 m^2	3人
47	平尾公民館	〒810 // 平尾3丁目29-23	531-6885	S29・4・1	378	3
48	高宮公民館	〒810 // 大宮2丁目2-11	531-0029	S29・4・1	256	3
49	赤坂公民館	〒810 // 赤坂2丁目5-14	751-4691	S29・9・1	332	3
50	笹丘公民館	〒810 // 笹丘1丁目13-41	761-7375	S37・4・1	290	3
51	舞鶴公民館	〒810 // 舞鶴2丁目6-6	771-3541	S39・1・15	287	3
52	南当仁公民館	〒810 // 今川2丁目8-21	741-9053	S40・4・1	227	3
53	小笹公民館	〒810 // 平和5丁目13-75	531-9428	S42・5・4	202	3
54	福浜公民館	〒810 // 福浜2丁目1-3	761-8060	S56・4・1	281	2
55	三宅公民館	〒815 南区三宅2丁目9-16	541-1088	S27・1・1	249	3
56	花畑公民館	〒815 // 花畑3丁目34-3	566-9061	S27・1・1	315	3
57	玉川公民館	〒815 // 向野1丁目3-23	541-3212	S28・1・1	331	3
58	西高宮公民館	〒815 // 高宮1丁目10-16	531-4767	S29・4・1	216	3
59	日佐公民館	〒816 // 横手3丁目43-1	591-5542	S29・10・1	532	2
60	大楠公民館	〒815 // 大楠1丁目22-13	521-7044	S33・4・1	274	3
61	若久公民館	〒815 // 若久1丁目21-24	541-4200	S37・4・1	281	3
62	宮竹公民館	〒816 // 五十川1丁目14-15	431-3278	S39・7・15	265	4
63	長住西長住公民館	〒815 // 西長住2丁目4-3	551-4189	S44・4・1	482	4
64	老司公民館	〒815 // 大字老司478-4	565-1700	S45・4・1	274	3
65	西花畑公民館	〒815 // 皿山1丁目11-11	511-4377	S48・6・25	267	3
66	筑紫丘公民館	〒815 // 筑紫丘2丁目22-15	512-6477	S49・10・15	267	3
67	長丘公民館	〒815 // 長丘2丁目22-23	511-0456	S50・4・1	280	4
68	弥永公民館	〒816 // 弥永団地30-2	582-4645	S51・4・1	276	3
69	東花畑公民館	〒815 // 屋形原2丁目8-3	511-6655	S52・4・1	272	3
70	弥永西公民館	〒815 // 弥永2丁目14-1	582-9620	S57・4・1	281	3
71	東若久公民館	〒815 // 若久6丁目30-12	541-9548	S57・4・1	281	2
72	鶴田公民館	〒815 // 大字屋形原字栄ノ尾 ² ₉₉	566-2593	S58・4・1	281	3
73	野多目公民館	〒815 // 大字野多目字東田 ³⁰⁵ ₁₂	565-4223	S60・4・1	281	3
74	長尾公民館	〒814 城南区长尾1丁目3-14	871-5619	S27・1・1	281	3
75	鳥飼公民館	〒814 // 鳥飼4丁目13-1	821-5227	S28・4・1	446	3
76	別府公民館	〒814 // 別府1丁目15-19	821-7489	S39・7・15	268	3

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
77	七 隈 公 民 館	〒814-01 城南区七隈4丁目26-33	871-6905	S44・4・1	349 m ²	3人
78	堤 公 民 館	〒815 // 樋井川7丁目21-1	863-5533	S50・4・1	272	4
79	城 南 公 民 館	〒814 // 茶山6丁目21-5	843-8406	S54・9・1	290	3
80	片 江 公 民 館	〒814-01 // 片江5丁目35-20	871-1219	S55・8・11	281	3
81	金 山 公 民 館	〒814-01 // 友丘6丁目9-36	801-2830	S55・10・1	282	3
82	南片江公民館	〒814-01 // 南片江1丁目25-35	862-2453	S56・4・1	281	3
83	田 島 公 民 館	〒814 // 田島3丁目151-5	822-0307	S58・4・1	281	3
84	西 新 公 民 館	〒814 早良区西新2丁目10-10	851-9925	S28・4・1	375	3
85	原 公 民 館	〒814-01 // 原2丁目5-2	821-6414	S27・1・1	573	3
86	高 取 公 民 館	〒814 // 高取1丁目23-5	851-9705	S28・4・1	358	3
87	田 隈 公 民 館	〒814-01 // 野芥2丁目8-1	863-7151	S29・10・1	276	3
88	室 見 公 民 館	〒814 // 室見5丁目9-23	843-9577	S38・5・1	300	2
89	百 道 公 民 館	〒814 // 百道2丁目7-11	831-2401	S41・5・1	270	3
90	原 西 公 民 館	〒814-01 // 原5丁目12-16	851-7683	S48・6・1	281	3
91	早 良 公 民 館	〒811-11 // 大字東入部579	804-2420	S50・3・1	1064	5
92	原 北 公 民 館	〒814-01 // 南庄4丁目52	831-7556	S53・4・1	272	3
93	飯 倉 公 民 館	〒814-01 // 飯倉7丁目29-27	864-0818	S54・1・4	280	3
94	賀 茂 公 民 館	〒814-01 // 賀茂1丁目33-7	863-7741	S55・4・1	281	3
95	有 田 公 民 館	〒814-01 // 大字次郎丸606-4	861-7679	S55・4・1	280	4
96	野 芥 公 民 館	〒814 // 野芥7丁目23-20	862-3119	S56・4・1	281	3
97	大 原 公 民 館	〒814-01 // 原4丁目11-12	822-0428	S57・4・1	281	3
98	四 箇 田 公 民 館	〒811-11 // 大字四箇520-1	811-2180	S57・4・1	281	3
99	飯 原 公 民 館	〒814-01 // 原7丁目3-21	864-4545	S59・1・1	281	3
100	姪 浜 公 民 館	〒814 西区姪浜2丁目10-6	881-0384	S28・1・1	448	3
101	壱 岐 公 民 館	〒814-01 // 大字拾六町784	881-1093	S27・1・1	252	3
102	能 古 公 民 館	〒814 // 能古字東657-9	881-0873	S28・4・1	281	3
103	今 宿 公 民 館	〒819-01 // 今宿町1146	806-0242	S27・1・1	222	3
104	今 津 公 民 館	〒819-01 // 今津町1694	806-2021	S27・1・1	242	3
105	金 武 公 民 館	〒811-11 // 大字金武2136-1	812-1967	S35・8・27	250	3
106	周 船 寺 公 民 館	〒819-03 // 大字周船寺360-8	806-1371	S36・4・1	235	3
107	元 岡 公 民 館	〒819-03 // 太郎丸1丁目4-15	806-5132	S36・4・1	270	3

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外教

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
108	北 崎 公 民 館	T ⁸¹⁹ ₋₀₂ 西区大字宮の浦1978-1	809-1733	S36・4・1	417 m ²	3人
109	玄 界 公 民 館	T ⁸¹⁹ ₋₀₂ // 大字玄海島21-3	809-1243	S49・4・1	195	3
110	下 山 門 公 民 館	T ⁸¹¹ // 大字下山門875-3	881-8383	S50・4・1	281	4
111	内 浜 公 民 館	T ⁸¹⁴ // 小戸4丁目11-32	882-1371	S54・9・1	278	3
112	壱 岐 南 公 民 館	T ⁸¹⁴ ₋₀₁ // 大字野方1-3	812-0686	S55・4・1	281	3
113	西 陵 公 民 館	T ⁸¹⁴ // 大字下山門1454-15	891-6342	S56・5・11	281	3
114	壱 岐 東 公 民 館	T ⁸¹⁴ ₋₀₁ // 大字橋本1038	811-2185	S57・4・1	281	3
115	石 丸 公 民 館	T ⁸¹⁴ // 大字石丸字クグサ34	881-4983	S57・9・1	281	3
116	福 重 公 民 館	T ⁸¹⁴ ₋₀₁ // 大字福重字道手185	882-1839	S58・4・1	281	3
117	愛 宕 公 民 館	T ⁸¹⁴ // 愛宕4丁目11-11	891-7962	S58・11・1	281	3

大 牟 田 市

	大牟田市中央公民館	T ⁸³⁶ 有明町1丁目2-11	(0944) 53-1502	S29・5・22	3055	5
1	三川地区公民館	T ⁸³⁶ 樋口町5-8	52-5957	S45・4・1	493	3
2	勝立地区公民館	T ⁸³⁶ 新勝立町4-1-1	51-0393	S55・6・1	962	3
3	(三 池 分 館)	T ⁸³⁷ 大字三池629-2	53-8343	S54・10・1	468	2
4	(倉 永 分 館)	T ⁸³⁷ 大字倉永106-12	58-3479	S48・4・1	20	2

久 留 米 市

	久留米市中央公民館	T ⁸³⁰ 諏訪野町1830-6	(0942) 32-6211	S26・4・1	2705	9
--	-----------	-----------------------------	-------------------	---------	------	---

直 方 市

	直方市中央公民館	T ⁸²² 津田町7-20	(09492) 2-0785	S54・4・27	2196	6
1	植 木 公 民 館	T ⁸²² 大字植木481	8-0143	S29・12・28	640	(3)

飯 塚 市

	飯塚市中央公民館	T ⁸²⁰ 西町2-58	(0948) 22-3274	S42・3・15	1156	3(1)
1	鎮 西 公 民 館	T ⁸²⁰ 大字大日寺593-16	23-3396	S45・4・1	689	3
2	二 瀬 公 民 館	T ⁸²⁰ 大字川津675-1	22-2196	S46・3・31	935	3
3	幸 袋 公 民 館	T ⁸²⁰ 大字幸袋50	22-1189	S47・3・30	819	3
4	孤 田 公 民 館	T ⁸²⁰ 孤田東1丁目7-45	23-6819	S48・3・31	843	3

飯塚市

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
5	飯塚東公民館	〒820 大字下三緒57-86	23-6028	S49・3・31	808㎡	3人
6	鯉田公民館	〒820 大字鯉田1373	22-9293	S51・3・1	864	3
7	立岩公民館	〒820 新飯塚20-30	23-6000	S49・9・1	1497	4
8	飯塚公民館	〒820 本町20-17	22-2379	S57・8・31	934	3

田川市

	田川市中央公民館	〒826 大字伊田2550-1	(0947) 44-2000	S60・8・30	2305	6(1)
1	(田川市中央公民館分館)	〒826 千代町6-3	44-2000	S38・11・3	1068	(7)

柳川市

	柳川市中央公民館	〒832 大字新町5-2	(09447) 2-5478	S26・6・28	435	2(1)
1	柳河公民館	〒832 大字新町5-2	〃	S26・6・28	435	2(1)
2	城内公民館	〒832 大字本城町4-2	3-9556	S6・・	131	3
3	矢留公民館	〒832 大字矢留本町40-1	3-8398	S10・・	180	3
4	東宮永公民館	〒832 大字佃町374	3-6793	S3・・	165	3
5	両開公民館	〒832 大字有明町1270-5	3-6792	S42・3・	612	3
6	昭代公民館	〒 ⁸³⁰ ₋₀₃ 大字田脇843	3-6790	S10・・	300	3
7	蒲池公民館	〒832 金納547-2	3-6791	S43・3・	218	3

山田市

	山田市中央公民館	〒821 大字上山田443-1	(09485) 2-1222	S46・3・31	1314	0(4)
1	熊ヶ畑公民館	〒821 大字熊ヶ畑2173-1	2-0104	S47・3・31	540	2
2	上山田公民館	(工事中)				
3	大橋公民館	〒821 大字上山田443-1	2-0224	S46・3・31	29	2
4	下山田公民館	〒821 大字下山田376	2-1369	S50・3・31	629	2

甘木市

1	上秋月公民館	〒 ⁸³⁸ ₋₀₃ 大字上秋月1732-1	(09462) 5-0457	S50・11・	594	3
2	秋月公民館	〒 ⁸³⁸ ₋₀₃ 大字下秋月670	5-0458	S41・5・	909	3
3	安川公民館	〒 ⁸³⁸ ₋₀₃ 大字下淵737	2-2017	S38・3・	663	3
4	中央公民館	〒838 大字甘木770-3	2-2117	S29・・	980	4
5	馬田公民館	〒838 大字馬田1251	2-2140	S48・6・	276	3

甘 木 市

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
6	福 田 公 民 館	〒838 大字小隈 499-1 福田史所内	2-2158	S46・ 。	1000 m^2	3 人
7	蟾 城 公 民 館	〒838 大字片延 22	2-3004	S29・ 5・	533	3
8	金 川 公 民 館	〒 ⁸³⁸ ₋₁₁ 大字屋永 3266	2-2242	S42・ 。	357	3
9	三 奈 木 公 民 館	〒 ⁸³⁸ ₋₁₁ 大字三奈木 4260	2-3114	S54・ 3・	618	3
10	高 木 公 民 館	〒 ⁸³⁸ ₋₁₄ 大字黒川 3968-2	9-0750	S53・ 3・	428	2
11	立 石 公 民 館	〒838 大字頓田 299-1	2-2101	S34・ 5・	270	3

八 女 市

	八女市中央公民館	〒834 大字本町 586	(⁰⁹⁴³² ₂₋₅₃₃₂)	S43・ 3・31	1133	5
	八女市東公民館	〒834 大字山内 389-5	3-5276	S56・ 3・31	737	2
	八女市西公民館	〒834 大字新庄 385	4-5272	S54・ 3・31	730	2

筑 後 市

	筑後市中央公民館	〒833 大字山ノ井 906-3	(⁰⁹⁴²⁵ ₃₋₂₅₁₆)	S37・ 3・31	841	4
--	----------	------------------	--	-----------	-----	---

大 川 市

	大川市中央公民館	〒831 大字酒見 221-11	(⁰⁹⁴⁴⁸ ₈₋₀₀₁₅)	S49・ 2・15	5293	(6)
--	----------	------------------	--	-----------	------	-----

行 橋 市

	行橋市中央公民館	〒824 中央 1-1-2	(⁰⁹³⁰² ₃₋₀₆₅₀)	S39・ 9・ 1	899	2
1	仲 津 公 民 館	〒824 大字道場寺 1439	2-1001	S47・ 4・ 1	377	2
2	椿 市 公 民 館	〒824 大字長尾 489	2-1061	S52・ 4・ 1	349	2
3	延 永 公 民 館	〒824 大字上津熊 76	4-7401	S54・ 4・ 1	577	2
4	稗 田 公 民 館	〒824 大字下稗田 967	2-1759	S29・ 4・ 1	140	2
5	今 元 公 民 館	〒824 大字今井 2092	4-3039	S29・ 4・ 1	231	2
6	泉 公 民 館	〒824 大字福富 1384	2-0404	S29・ 4・ 1	180	1
7	今 川 公 民 館	〒824 大字宝心 857	2-1199	S48・ 4・ 1	499	1
8	養 島 公 民 館	〒824 大字養島 180	2-5767	S46・ 4・ 1	116	1

豊 前 市

	豊前市中央公民館	〒828 八屋町大字無田 1860 -1	(⁰⁹⁷⁹⁸ ₂₋₂₄₀₂)	S51・10・10	603	3
1	角 田 公 民 館	〒828 松江 368-1	2-2701	S36・11・16	311	2

豊前市

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
2	山田公民館	〒828 四郎丸263	2-2666	S49・3・30	352 m ²	2人
3	八屋公民館	〒828 八屋1381-4	2-2775	S52・6・1	421	2
4	宇島公民館	〒828 赤熊484-1	2-3196	S53・3・7	445	2
5	三毛門公民館	〒828 三毛門914-4	2-2671	S37・11・15	601	2
6	黒土公民館	〒828 久路土1179-1	2-2670	S35・9・26	506	2
7	千束公民館	〒828 千束167	2-2250	S57・3・25	479	2
8	横武公民館	〒828 薬師寺61-1	2-2669	S47・11・30	185	1
9	合河公民館	〒828-01 下河内960-1	8-2001	S34・4・10	456	2
10	岩屋公民館	〒828-01 岩屋143	8-2002	S55・2・29	217	2

中間市

	中間市中央公民館	〒809 大字中間5883-1	(093) 246-2321	S53・3・31	1981	18
--	----------	-----------------	-------------------	----------	------	----

筑紫野市

	筑紫野市中央公民館	〒818 大字二日市1123-1	(092) 923-0415	S47・3・31	1767	8
1	山口地区公民館	〒818 大字山口26-5	(092) 922-2551	S33・3・31	219	(1)
2	筑紫地区公民館	〒818 大字筑紫18-6	926-2913	S34・3・28	229	(1)
3	御笠地区公民館	〒818 大字吉木1769	922-2601	S37・10・6	216	(1)
4	山家地区公民館	〒818 大字山家4525-3	926-2809	S45・3・31	323	(1)

春日市

	春日市中央公民館	〒816 伯玄町2-24	(092) 581-1211	S42・3・29	781	8
--	----------	--------------	-------------------	----------	-----	---

小郡市

	小郡市中央公民館	〒838-01 大板井279-1	(09427) 2-2111	S49・4・29	3466	1
--	----------	------------------	-------------------	----------	------	---

大野城市

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外教

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	大野城市中央公民館	〒816 曙町2丁目3番1号	(092) 501-2211	S46・3・31	2518 m ²	8人

宗像市

	宗像市中央公民館	〒811 -34 大字須恵348-2	(09403) 3-2548	S49・6・25	2041	6
1	日の里地区公民館	〒811 -34 日の里1丁目6	7-1587	S54・3・1	1048	1
2	(自由ヶ丘公民館)	〒811 -41 大字自由ヶ丘3-12-11	2-5594	S47・12・1	528	0

那珂川町

	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	那珂川町中央公民館	〒811 -12 大字後野120	(092) 952-2092	S50・3・30	1530	6
1	南畑地区公民館	〒811 -12 埋金853-3	952-5316	S41・10・1	388	3
2	那珂川北地区公民館	〒811 -12 片縄5丁目86番地	952-8852	S58・2・28	400	4

宇美町

	宇美町中央公民館	〒811 -21 大字宇美4702-4	(092) 933-2607	S54・2・28	1453	3(7)
--	----------	------------------------	-------------------	----------	------	------

篠栗町

	篠栗町中央公民館	〒811 -24 大字篠栗4754	(092) 947-1454	S44・4・10	1045	1(7)
--	----------	----------------------	-------------------	----------	------	------

志免町

	志免町中央公民館	〒811 -22 志免980	(092) 935-7100	S54・3・24	3570	(9)
--	----------	-------------------	-------------------	----------	------	-----

須恵町

1	須恵町公民館	〒811 -21 大字上須恵1180-1	(092) 932-1151			3
2	川子地区公民館	〒811 -21 大字上須恵1290-34	-	S58・2・20	400	3

新宮町

	新宮町中央公民館	〒811 -01 大字上府1257-1	(092) 962-3261	S49・3・25	1039	(8)
--	----------	------------------------	-------------------	----------	------	-----

久山町

	久山町公民館	〒811 -25 大字久原3632	(092) 976-1111	-	-	(3)
--	--------	----------------------	-------------------	---	---	-----

粕屋町

	粕屋町中央公民館	〒811 -23 大字仲原127	(092) 938-1410	S49・3・30	2273	1(2)
--	----------	---------------------	-------------------	----------	------	------

古賀町

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	古賀町中央公民館	〒811-31 大字久保 866	(092) 944-1931	S60・9・30	3244 m ²	4人
1	菴内地区館	〒811-31 大字菴内 883-1	942-7918	S43・	375	1

福間町

	福間町中央公民館	〒811-32 福間町 4033	(0940) 43-5757	S27・4・	547	(2)
--	----------	------------------	-------------------	--------	-----	-----

津屋崎町

	津屋崎町中央公民館	〒811-33 大字津屋崎 690-10	(0940) 52-1305	S47・	820	(5)
1	勝浦公民館	〒811-33 大字勝野 2274-2		S46・	212	1(1)

玄海町

	玄海町公民館	〒811-35 大字江口 465	(0940) 62-2111	-	-	(5)
--	--------	------------------	-------------------	---	---	-----

大島村

	大島村公民館	〒811-37 大島村 1765	(0940) 72-2321	S51・5・	916	(2)
--	--------	------------------	-------------------	--------	-----	-----

芦屋町

	芦屋町中央公民館	〒807-01 中ノ浜 4-4	(093) 222-1681	S53・8・31	4097	(3)
1	(山鹿公民館)	〒807-01 山鹿 2862	(093) 223-1892	S47・4・1	606	(1)

水巻町

	水巻町公民館	〒807 大字頃末 780	(093) 201-0403	S30・	1248	(5)
--	--------	---------------	-------------------	------	------	-----

岡垣町

	岡垣町中央公民館	〒811-42 大字吉木 1072-1	(093) 282-0162	S47・3・15	1307	3(1)
1	岡垣町東部公民館	〒811-42 大字山田17番地	282-0035	S51・	980	1(2)
2	“ 西部公民館	〒811-42 大字内浦 145	282-7476	S53・	652	(1)

遠賀町

	遠賀町中央公民館	〒811-43 大字今古賀 513	(093) 293-1355	S50・8・31	2226	1(1)
1	遠賀町公民館別館	〒811-34 大字今古賀91-1	293-1238	S30・	576	(1)

鞍手町

	鞍手町中央公民館	〒807-13 大字小牧 2105	(09494) 2-7200	S56・10・31	2666	2(2)
--	----------	-------------------	-------------------	-----------	------	------

小 竹 町

名称の () は分館
職員数の () は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	小竹町中央公民館	〒820 -11 大字勝野1757	(09496) 2-0452	S54・2・20	1580 m ²	2(4) ^人
1	北 公 民 館	〒820 -11 大字勝野2379番地の1	2-6629	S45・	1480	1
若 宮 町						
	若宮町中央公民館	〒822 -01 大字高野572	(09495) 2-0859	S49・4・18	1121	4(1)
1	吉 川 支 館	〒822 -01 大字脇田16番地	4-0301	S35・	310	1(1)
2	山 口 支 館	〒822 -01 大字山口2556番地の2	2-2168	S35・	218	(1)
3	中 支 館	〒822 -01 大字稲光711番地1		S35・	113	(1)
宮 田 町						
	宮田町中央公民館	〒823 大字宮田72-1	(09493) 2-0123	S51・12・10	1432	(7)
1	(大之浦支館)	〒823 大字上大隈573番地	2-0404	S49・	798	(1)
2	(笠松支館)	〒822 -01 大字下有木837番地	3-1337	S42・	214	(1)
桂 川 町						
	桂川町公民館	〒820 -06 大字土居368-2	(0948) 65-1100	S43・8・1	865	(5)
嘉 穂 町						
	嘉穂町公民館	〒820 -03 大字牛隈201	(09485) 7-0080	S43・3・25	779	(4)
稲 築 町						
	稲築町公民館	〒820 -02 大字岩崎1141	(0948) 42-0750	S45・12・20	1488	3(1)
碓 井 町						
	碓井町公民館	〒820 -05 上臼井466-1	(094862) 2270	S56・10・5	2580	(6)
筑 穂 町						
	筑穂町中央公民館	〒820 -07 大字長尾1340	(0948) 72-2204	S55・10・15	2303	(9)
穂 波 町						
	穂波町公民館	〒820 大字秋松408	(0948) 24-7458	S53・8・31	1935	3(6)
庄 内 町						
	庄内町公民館	〒820 -01 大字網分802-7	(0948) 82-1200	S34・9・30	1046	2(1)
穎 田 町						
	穎田町公民館	〒820 -11 大字勢田1129-1	(09496) 2-1034	S47・6・1	1034	7(1)

杷木町

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	杷木町公民館	〒838 -15 大字寒水 80-1	(09466) 2-0178	S 37・3・31	1108 m ²	1(4)人

朝倉町

	朝倉町公民館	〒838 -13 大字宮野 2047-1	(09465) 2-1111	S 39・3・20	719	2(7)
--	--------	-------------------------	-------------------	-----------	-----	------

三輪町

	三輪町公民館	〒838 大字新町 450	(0946) 22-2770	S 49・5・	1380	1(4)
--	--------	---------------	-------------------	---------	------	------

夜須町

	夜須町公民館	〒838 -02 大字篠隈 339-1	(09464) 2-3121	S 40・3・	1229	2(4)
--	--------	------------------------	-------------------	---------	------	------

小石原村

	小石原村公民館	〒838 -16 大字鼓 2705-2	(094674) 2311	S 41・3・	162	1(1)
--	---------	------------------------	------------------	---------	-----	------

宝珠山村

	宝珠山村公民館	〒838 -17 大字宝珠山 6425	(094672) 2302	S 54・2・28	892	1(1)
--	---------	------------------------	------------------	-----------	-----	------

前原町

	前原町中央公民館	〒819 -11 大字前原 1339-1	(09202) 2-2481	S 34・1・10	1163	3
1	波多江公民館	〒819 -11 大字池田 599	(09202) 2-1641	S 58・4・1	730	3
2	加布里公民館	〒819 -11 大字神在 1112	2-3026	S 42・4・1	188	3
3	長糸公民館	〒819 -11 大字川村 876-4	3-2032	S 29・4・1	485	3
4	雷山公民館	〒819 -11 大字蔵持 838-6	3-0078	S 33・1・10	299	3
5	怡土公民館	〒819 -15 大字大門 42	2-7815	S 37・1・10	335	3
6	前原南公民館	〒819 -11 大字篠原 675-1	4-1763	S 60・3・31	751	3

二丈町

	二丈町中央公民館	〒819 -16 大字深江 1145	(09202) 5-0234	S 45・11・30	1866	(2)
1	福吉公民館	〒819 -17 大字吉井 4017	6-5501	S 49・4・15	641	1(1)
2	一貴山公民館	〒819 -16 大字石崎 81	5-0151	S 53・2・28	650	1(1)
3	深江公民館	〒819 -16 大字深江 1145	5-0234	S 54・11・30	1866	1(1)

志摩町

1	中央公民館	〒819 -13 大字初 18	(09202) 7-2465	S 60・9・13	1553	2
2	桜野公民館	〒819 -13 大字桜井 5942	7-0259	S 46・4・1	455	2
3	引津公民館	〒819 -13 大字御床 2165-3	8-2201	S 41・4・1	288	2
4	芥屋公民館	〒819 -13 大字芥屋 26-7	8-2009	S 59・3・20	493	2

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

吉井町

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	吉井町中央公民館	〒839 -13 吉井町 983-1	(09437) 5-3343	S48・3・20	1200 m ²	(4)人

田主丸町

	田主丸町中央公民館	〒839 -12 大字田主丸 507-1	(09437) 2-2844	S48・6・9	1254	(4)
--	-----------	-------------------------	-------------------	---------	------	-----

浮羽町

	浮羽町公民館	〒839 -14 大字朝田 561-1	(09437) 7-7476	S56・3・23	2840	(2)
1	田籠公民館	〒839 -14 大字田籠 1151-1	なし	S54・1・31	334	2
2	山春公民館	〒839 -14 大字山北 783	なし	S53・4・25	290	2
3	大石公民館	〒839 -14 大字吉川 479	7-7088	S53・1・23	334	2
4	御幸公民館	〒839 -14 大字朝田 589-1	7-2004	S42・12・20	274	2

北野町

	北野町公民館	〒830 -11 大字中 3298-2	(0942) 78-3551	-	-	(3)
--	--------	------------------------	-------------------	---	---	-----

大刀洗町

	大刀洗町中央公民館	〒830 -12 大字富多 819	(09427) 7-2670	S52・12・15	1289	1(5)
--	-----------	----------------------	-------------------	-----------	------	------

城島町

	城島町公民館	〒830 -02 大字檜津 748-1	(0942) 62-2111	S45・4	1030	1(2)
--	--------	------------------------	-------------------	-------	------	------

大木町

	大木町公民館	〒830 -04 大字八丁牟田	(09443) 2-1047	S53・9・	1128	4
--	--------	--------------------	-------------------	--------	------	---

三瀨町

	三瀨町公民館	〒830 -01 大字玉満 2779-1	(09426) 4-3020	-	-	1(3)
--	--------	-------------------------	-------------------	---	---	------

黒木町

	黒木町公民館	〒834 -12 大字桑原 244-2	(09434) 2-1111	S47・12・12	1972	(9)
--	--------	------------------------	-------------------	-----------	------	-----

上陽町

	上陽町中央公民館	〒834 -11 大字北川内 483-1	(094354) 3131	S47・12・30	933	1(1)
--	----------	-------------------------	------------------	-----------	-----	------

立花町

	立花町中央公民館	〒834 大字谷川 1111	(09433) 7-1522	S55・3・25	1121	2
1	北山公民館	〒834 大字北山 2692	3-4656	S49・3・31	280	1
2	白木公民館	〒834 大字白木 5589	5-0001	S49・3・31	280	1
3	辺春公民館	〒834 -15 大字上辺春 394-2	6-0001	S49・3・31	280	1

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

広川町

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	広川町中央公民館	〒834-01 大字新代1804-1	(09433) 2-1111	S43・12	671 m ²	1(1)人

矢部村

	矢部村中央公民館	〒834-14 大字北矢部10524-1	(094347) 2122	S43・	221	2
--	----------	----------------------	------------------	------	-----	---

星野村

	星野村公民館	〒834-02 星野村13083-1	(094352) 3111	S59・3・25	647	(5)
--	--------	--------------------	------------------	----------	-----	-----

瀬高町

	瀬高町中央公民館	〒835 大字下庄791-1	(09446) 2-5201	S52・3・20	2266	2(8)
--	----------	----------------	-------------------	----------	------	------

1	北公民館	〒835 大字長田3353-9	3-3946	S48・4・31	415	(7)
---	------	-----------------	--------	----------	-----	-----

大和町

	大和町中央公民館	〒839-02 大字栄231	(09447) 6-1111	S55・3・21	2161	1
--	----------	----------------	-------------------	----------	------	---

三橋町

	三橋町中央公民館	〒832 大字正行468	(09447) 3-4489	S55・9・10	2141	1(4)
--	----------	--------------	-------------------	----------	------	------

山川町

	山川町公民館	〒835-01 大字原町378-1	(09446) 7-0437	S42・2・11	710	1(2)
--	--------	-------------------	-------------------	----------	-----	------

高田町

	高田町公民館	〒839-02 大字濃施480	(09442) 2-5595	S45・3・31	1169	2(1)
--	--------	-----------------	-------------------	----------	------	------

香春町

	香春町中央公民館	〒822-14 大字高野987-1	(09473) 2-2162	S50・10・31	1506	2(1)
--	----------	-------------------	-------------------	-----------	------	------

1	(香春校区公民館)	〒822-14 新町	2-6923	S56・7・30	205	1
---	-----------	------------	--------	----------	-----	---

添田町

	添田町中央公民館	〒824-06 大字添田字居屋敷538	(09478) 2-0616	S42・6・30	420	1(1)
--	----------	---------------------	-------------------	----------	-----	------

1	津野公民館	〒824-04 大字津野字屋敷6059	4-2001	S55・3・31	352	(1)
---	-------	---------------------	--------	----------	-----	-----

2	彦山公民館	〒824-07 大字落合字川原田800	5-0702	S56・5・30	458	(1)
---	-------	---------------------	--------	----------	-----	-----

3	中元寺公民館	〒824-06 大字中元寺2475	2-3404	S56・6・20	437	(1)
---	--------	-------------------	--------	----------	-----	-----

金田町

	金田町中央公民館	〒822-12 大字金田1153-1	(09472) 2-0425	S57・3・31	1999	2(1)
--	----------	--------------------	-------------------	----------	------	------

糸田町

	糸田町中央公民館	〒822-13 糸田2395	(09472) 6-0038	S48・7・31	1172	2(2)
--	----------	----------------	-------------------	----------	------	------

川崎町

名称の()は分館
職員数の()は兼任……外数

番号	名称	所在地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	川崎町中央公民館	〒827 大字田原791-1	(0947) 72-3000	S38・3・	700 m ²	1(4)人

赤池町

	赤池町公民館	〒822 -11 大字赤池970	(0947) 28-4100	S48・10・31	2394	1(2)
--	--------	---------------------	-------------------	-----------	------	------

方城町

	方城町中央公民館	〒822 -12 大字伊方4480	(0947) 22-4300	S48・7・	1365	(7)
--	----------	----------------------	-------------------	--------	------	-----

大任町

	大任町公民館	〒824 -05 大字大行事3180-1	(094763) 2242	S48・4・1	1809	(2)
--	--------	-------------------------	------------------	---------	------	-----

赤村

	赤村中央公民館	〒824 -04 大字赤4657-5	(094762) 3009	S35・3・5	250	1
--	---------	-----------------------	------------------	---------	-----	---

苅田町

	苅田町中央公民館	〒800 -03 京町2-5	(093) 436-0061	S54・10・12	3853	3
--	----------	-------------------	-------------------	-----------	------	---

1	小波瀬公民館	〒800 -03 下新津467	(09302) 2-0167	S39・	133	2
2	白川公民館	〒800 -03 鋤崎479-3	(2-1062)	S42・3・30	387	1

犀川町

	犀川町中央公民館	〒824 -02 大字本庄644番地	(09304) 2-0001	S47・3・23	875	2
--	----------	-----------------------	-------------------	----------	-----	---

勝山町

	勝山町中央公民館	〒824 -08 大字黒田79	(093032) 2092	S43・	611	1
--	----------	--------------------	------------------	------	-----	---

1	(諫山分館)	〒824 -08 大字岩熊1177		S29・	103	(1)
---	--------	----------------------	--	------	-----	-----

豊津町

	豊津町中央公民館	〒824 -01 大字豊津1118	(093033) 3111	S46・3・16	1481	(3)
--	----------	----------------------	------------------	----------	------	-----

椎田町

	椎田町中央公民館	〒829 -03 大字高塚字外新開756	(09305) 6-0251	S47・2・28	1953	3
--	----------	-------------------------	-------------------	----------	------	---

吉富町

	吉富町公民館	〒871 大字広津413	(0979) 22-1944	S36・3・31	691	1(6)
--	--------	--------------	-------------------	----------	-----	------

築城町

	築城町中央公民館	〒829 -01 大字築城251	(09305) 2-0001	S46・2・13	1277	1(5)
--	----------	---------------------	-------------------	----------	------	------

1	下城井公民館	〒829 -02 大字安武155	2-2886	S47・3・31	547	0
2	上城井公民館	〒829 -02 大字本庄2111-2	4-0823	S51・6・8	551	0

新吉富村

名称の（ ）は分館
職員数の（ ）は兼任……外数

番号	名 称	所 在 地	電話番号	建設年月日	建物総面積	職員数
	新吉富村中央公民館	〒871-09 大字垂水1325-3	(097972) 2072	S49・7・20	995 m ²	(3)人
1	(西吉富支館)	〒871-09 緒方588-1	2507	S42・3・1	524	0

大平村

	大平村中央公民館	〒871-09 大字東下	(09797) 2-2005	S24・・	580	2(3)
1	金代公民館	〒871-09 大字西友枝		S40・・	107	1
2	小畑公民館	〒871-09 ”		S33・・	68	1
3	横川公民館	〒871-09 ”		S39・・	109	1
4	仙代公民館	〒871-09 ”		S42・・	110	1
5	東上公民館	〒871-09 大字東上		S39・・	169	1
6	土佐井公民館	〒871-09 大字土佐井		S41・・	182	1
7	下唐原公民館	〒871-09 大字下唐原		S31・・	166	1
8	小池公民館	〒871-09 ”		S47・・	127	1

(昭和61年3月1日現在、県内公民館調査による)

福岡県における公民館の実態とその考案

—これらの公民館の姿を求めて—

〈公民館福岡 一第69号一〉 抜すい

第三章 今後、公民館に期待される役割

昭和21年7月文部次官通牒によって公民館が構想されて以来約40年近くなるが、その間に公民館が社会教育の中核施設として果たしてきた役割やその成果は高く評価できるものである。

しかし、近年の急激な社会構造の変化は、人びとの学習要求の多様化、高度化をもたらし、公民館に対する期待も多岐にわたり、それらに応えていく公民館の管理・運営のあり方も複雑化し、公民館は多くの問題や課題をかかえるに至ったといえる。

特に、最近では社会教育以外の他行政部局や各種団体をはじめ、コミュニティセンターなどの公民館類似施設やカルチャーセンターに代表される民間教育産業、さらには、マスコミ、企業等の中でも人びとの学習機会や場が提供されるようになってきており、新たに公民館のもつ固有の役割や機能の見直しが必要となってきている。

また、今日の社会の変化に対応する教育のあり方として生涯教育が提唱され、その推進にあたって社会教育に寄せられる期待は一段と高まり、とりわけ、社会教育の中心施設である公民館は、生涯教育推進の拠点となるべき施設として重要視されているといえる。このことは、昭和59年3月全国公民館連合会の第5次専門委員会が答申した「生涯教育時代に即応した公民館のあり方」の中で21世紀に向けて公民館が選ぶべき進路として具体的に提起していることから理解できることである。

このような状況の中において、人びとは多くの生活上、教育上の諸問題に直面しており、これらの諸問題に対応し、生活の向上や自己の充実を図り、生きがいのある人生を享受していくために、自らが生涯にわたって学習を続けていくことが必要となってきている。

したがって、地域社会における人びとの学習施設である公民館は、人びとの学習要求に対応できる教育施設としての機能を十分備え持つことが必要であり、その充実のために社会教育行政担当者は最大限の努力をすることが重要である。

(1) 学習機会提供の拠点としての公民館

公民館が構想されて以来、地域住民の学習機会の場として、公民館が果たしてきた役割は高く評価できるといえる。

しかし、先にも述べたように最近になって、公民館以外でも人びとの学習の機会や場は多く用意されるようになり、新たに公民館の役割や機能が問われている。

このことは、公民館から学習機会提供の機能が失われたとか、必要がなくなったというのではなく、公民館以外の他施設や機関で学習機会が提供されればされるほど、また、住民の学習要求が多様化、高度化すればするほど新しく、時代の変化に即応した公民館の役

割や機能のあり方が期待されてきたものとして受けとめるべきであり、従前から多くの公民館で実施されてきた定型化・画一化された学習内容や方法を見直し地域住民の多様化、高度化した学習要求に応えられる学習提供の拠点としての機能の充実を図るべきである。

(2) 学習情報提供・学習相談の拠点としての公民館

今日、さまざまな情報伝達手段の発達著しく、その中において人びとは、はん乱する情報の洪水に流され、自我と個性を見失い、価値観の混乱を引き起こしている。

このような情報化社会と呼ばれる状況の中で、人びとの学習意欲を高め、学習が効果的に行われるためには、学習に必要な情報が豊富にしかも適切に提供される必要がある。

そのためには、いつでも、どこでも、誰でも求めに応じて学習情報が入手できる機関が身近かなところに存在する必要がある。このことから、地域における公的教育機関である公民館が、地域住民のための学習情報、学習相談サービスセンターとしての役割・機能を持つことが新たに期待されてきているといえる。

今後、人びとにとって学習情報の取得は現実の学習活動の効果を左右する大きな要因になる可能性が大きく、学習内容、方法等に関する学習相談とともに、学習情報の計画的、継続的な提供は人びとの生涯学習を推進する上で大きな意義を持っているといえる。

いづれにしても、公民館は他の教育機関・施設等と十分に連携をとって、地域の学習情報センターの拠点として位置づく必要がある。

(3) 学習活動を結ぶ拠点としての公民館

地域における公的教育機関である公民館活動の中心が学習活動にあることはいうまでもない。

しかしながら、地域社会の中では、公民館以外の施設・機関等の中で人びとのための各種学習事業が実施されており、多くの人びとがそれらを活用しながら学習活動を展開している。しかし、それらの大部分の学習活動は独立しており必ずしも連携・協力をとっていないのが実態である。生涯教育の視点に立って考えるならば、今後は地域の学習活動が効果的に、しかも地域住民に適切に提供されるような体制を確立する必要があるだろう。

そのために公民館は、それぞれの機関や施設等で実施されている事業や学習活動の情報を収集し、提供することをはじめ、同じような学習グループを紹介したり、相互に情報交換できる場を設定したり、また、事業を実施する担当者を集めての研修の場を設けるなど種々の学習活動を結ぶ、いわゆる連絡調整する機能をもつ総合的な教育機関としての役割をもつ必要がある。

このような意味から、これからの公民館は地域の学習活動推進の総合的連絡調整施設としての機能を持ち、地域のあらゆる学習活動を結ぶ拠点となる必要がある。

(4) コミュニティ活動を推進する拠点としての公民館

今日の急激な社会変化は、人びとの生活に物質的な豊かさをもたらしたものの、反面、人間性の喪失や自己中心的風潮の増加、世代間の断絶等の憂慮すべき「心の貧困化」をひき起こし、地域社会においては、地域連帯意識や地域の教育力の低下をもたらしている。

このような中であって、人びとが豊かで、住みよい地域社会をつくるためには、まづ、人びと自らが自然の豊かさを生活に生かし、人と人の触れ合いを大切に、思いやりに満ちた社会風土を創造することが重要な課題となってきている。

そのために、今後は、地域のすべての人びとが相互に交流を深め、それぞれの立場から積極的に参加していくコミュニティ活動を活発にしていく必要がある。コミュニティ活動への人びとの自発的参加それ自体に教育的価値はあるが、参加を通して個人や地域がかかえる諸問題を整理し、その解決のために人びとが相互に協力し合いながら実践していくことが、活力ある地域社会づくりに通じるものである。

これらの地域コミュニティ活動のためには、公民館は地域における各種活動の指導者の養成、確保に努めるとともに、住民の社会参加活動を積極的に奨励し、各種活動の方向や方法等について指導できる体制や機能を整備しておくことが大切である。

そのような意味から、これからの公民館はコミュニティ活動を推進する拠点になることが求められており、さらにはそれらの活動を通しての新しいコミュニティづくりの拠点になる必要があるといえる。

第Ⅳ章 これからの公民館の具体的課題とその対策

今後、公民館に期待される役割・機能については前章で述べたとおりである。

しかし、福岡県下における公民館の実態は第Ⅱ章で述べたとおり課題や問題点が山積しているといわざるを得ない。しかも、今日の社会の変化に対応する教育のあり方として生涯教育が提唱されており、社会教育の分野でも生涯教育の視点にたった社会教育の推進は重要な課題となってきた。しかし、残念ながら、福岡県における生涯教育の推進は、必ずしも十分ではなく、本年2月に県教育委員会の中に「福岡県生涯教育推進会議」が設置され、福岡県としては生涯教育の推進のための第一歩を踏み出したばかりである。

生涯教育の推進は何といても住民自身が行う学習や文化・スポーツ等の諸活動であり、そのための機会や場を提供する公民館は生涯教育推進の中心機関であるといえる。

しかしながら、公民館をとりまく外的条件として、公民館類似施設の増加や、民間教育産業の隆盛等により、従来公民館の主たる事業として行っていた住民のための学習提供事業が他でも営まれるようになっており、また職員体制の不十分さ、財政事情の悪化等による内的条件のきびしさがでてきている現実がある。

そのような中であって、社会教育推進の中心施設である公民館が従来そのままではよくはなく、現実の実態を認識し、見直し、時代に即応した新しい公民館像を構築していく必要性が求められているといえる。

そこで、ここではこれからの公民館のあり方として現実を見つめ、生涯教育推進の拠点となる公民館をイメージしながらその対応策について考えてみたい。

1. 公民館を生涯教育推進の拠点とするために

地域の生涯教育を推進する上で、社会教育に寄せられる期待は非常に大きく、なかでも社会教育推進の中心施設である公民館は、生涯教育推進の拠点となるべき役割・機能が期待されている。

この期待に社会教育、特に公民館が応えるためには地域の中で生涯教育を推進していく体制づくりを考えていく必要がある。

県内では、社会教育の分野から生涯教育推進体制づくりにアプローチしている地域もあるが、まだまだその取り組みは遅れているといえる。市町村においては、社会教育に関する諸計画の立案を行う社会教育委員の会議や、公民館における各種の事業の企画・実施について調査審議する公民館運営審議会等があり、新たに、生涯教育推進のための会議等を発足させることは困難も予想されることから、当面はこれからの会議内容の充実を図りな

から生涯教育推進のための体制づくりに着手すべきである。

(1) 生涯教育を推進する公民館の体制づくり

① 職員体制の確立と専門性の向上を図る

公民館がその機能を十二分に発揮するには職員体制の充実を図ることが最大の課題である。「公民館が生きるか死ぬかは職員による」とよく言われるのも職員の果たす役割が大きいからである。

特に、生涯教育の推進が叫ばれる今日、公民館の職員体制（専任・常勤館長の設置、公民館主事等専門職員の配置等）の確立と職員の専門性（企画力、指導力、専門知識）がますます要求される状況にある。

しかし、県内公民館の職員体制は必ずしも充実しているとは言えない。

館長について、専任、兼任別にみると専任館長が60%、常勤、非常勤別では常勤館長が40%である。特に、館長の非常勤化は高まる傾向にある。公民館の最高責任者である館長は当然常勤でしかも専任が望まれるが実態は低く、このことが改善されない限り、生涯教育推進の拠点となる公民館の管理・運営はもちろんのこと公民館の主体性の確立も望めないといえる。

また、公民館主事の設置についても全公民館の中で24%しか設置されておらず、しかも高い専門性が要求される職務でありながら公民館主事のうち社会教育主事の有資格者は22%にすぎない状況である。

館長と公民館主事の現状についてみたが、他の職員も含めた職員体制の不備は常に指摘されているところである。現状ではその解決は非常に困難が予想されているところであるが生涯教育を推進する拠点としての公民館を考える場合、避けて通れない重要な問題であり、今後とも公民館職員体制の整備に積極的に取り組む必要がある。また、公民館職員体制の整備とあわせて、公民館の活性化の重要な要素は、職員の資質の問題である。

公民館の職員に専門性が要求されることは先に述べたが、住民の学習要求が多様化、高度化してくればくほど公民館の職員の専門的資質の向上が必要になってくる。職員の資質の向上のためには、職員自身の自己学習はもちろん、研修会等への積極的参加、経験年数等が必要と考えられるが、58年度中の研修会の参加状況をみると、一年間全く研修を受ける機会がなかった館長が28.5%、公民館主事26.5%、2回以下では両者とも50%といった状況である。確かに現実には業務内容の量的・質的变化に伴う多忙さ、また、市町村における人事異動等による経験の浅さ、職員体制の不十分さ等があり、研修会等への参加できにくい条件もあるが、職員の専門性の重要性を考え、再度職員の研修機会の拡充を考えて

みることに肝要である。

② 公民館の施設・設備の拡充を図る

昭和34年12月に文部省から告示された「公民館の設置及び運営に関する基準」は、昭和24年に制定された「社会教育法」が昭和34年4月に大幅に改正され、23条の2として「公民館の基準」として追加されたものである。

このことは、公民館関係者の永年の懸案であった公民館の設置基準が法的に位置づけられたものであり、このことによって、全国のみならず県内の公民館の施設整備に大きな影響を与えたことは周知のとおりである。

ところで本県の公民館の設置状況及び施設の整備状況をみると、館としての公民館を持たない市町村もあり、また、公民館はあっても事務室だけしかないという公民館もある状態である。公民館はなくても公民館類似施設等を公民館と同じ機能を持たせ、住民の利用に供するという努力も見られるが、公民館が真に住民のための学習施設として位置づくためにも、早急な公民館の設置が望まれるところである。

とはいえ、公民館は単に館があればよいというのではなく、その中に館長をはじめとする職員体制の整備が行われ、さらには、館を中心として住民のための各種事業が行われることによって、はじめて公民館といえるのであり、館の設置とともに職員体制、事業の実施等が併せて整備される必要がある。

公民館の所有室の状況についても第Ⅱ章で述べているが、従来、公民館が各種団体、グループ・サークル的な利用を促進してきた経緯があることから、会議室、講義室、実験・実習室的な集団で活用できる部屋の確保が強調され、整備されてきたが、市町村における生涯教育推進の拠点としての機能を備えた公民館になるためには、単に集団で活用できる部屋の整備だけでなく、個人学習のための施設や住民相互が自由に交流できる部屋（空間）の整備も併せて検討される必要があるといえる。

特に、独立した図書館が少ない本県の場合は、公民館図書室は住民の多様化、高度化した学習要求へ対応できる学習情報資料室としての機能を備えることが望まれるところである。また、談話室、展示室、体育・レクリエーション室等も個人としても気軽に利用でき、住民相互が触れ合い、交流を深める場として重要な役割を持つ施設の一部であり、これら公民館の中で特に利用上の規制のないニュートラルコーナーともいえるべき部屋（空間）の整備を図っていく必要がある。すでに一部の公民館では、利用者が自由に使える喫茶コーナー等を設け住民の交流の場として効果をあげているところもあり、既存の施設でも工夫すればこれらの設備が可能と考えられるところから一考を期待したいところである。

さらには、近年の科学技術の進展に伴い、新聞、テレビをはじめニューメディアと呼ば

れる情報通信媒体の発達著しく、人びとの生活を大きく変えようとしている。公民館が保有する視聴覚室等は、単に映画を写す場としてだけでなく、コンピューター等も導入した学習情報室、学習情報処理（収集、分析、提供）室としても機能するよう整備されるべきである。

しかしながら現実には、公民館の実態調査の中で公民館職員は「施設・設備の不備」を33.7%が公民館がかかえる課題や問題点として指摘しており、このことは公民館施設が住民の学習要求に必ずしも合致しなかったり、最近の公民館利用者の増加に対し、施設の狭あいさや、それからくる新しい事業実施上の困難性等を公民館職員自身が痛切に感じていることを意味していると考えられる。

そのような中であって、最近では大型化、デラックス化した公民館も増加傾向にあり、市町村における住民の学習の拠点施設として位置づけられてきた点では高く評価できるが、大型化、デラックス化したのがゆえに、管理強化が厳しく、かえって住民が利用しにくい状況もでてきており、本来的に公民館がもつ役割、機能等を見直し、住民が日常生活において必要に応じて、いつでも、だれでも自由に活用できる公民館づくりを行うことが大切である。

③ 生涯教育を推進する公民館事業の整備を図る

社会教育における事業は、社会教育法の中でも明らかなように、主として社会教育の中心施設である公民館で実施することになっており、それが効果的に推進されるためには、当然公民館施設や人的体制が整備されていることが前提である。その上、社会教育の事業活動を行うための経費が十分に確保されていることが必要である。

しかしながら、社会教育行政の予算、とりわけ社会教育の事業費は、法や条例等の中で支出を義務づけられた経費が少なく、また、今日の行政における財政事情の悪化と相まって、年々厳しい状況下に追い込まれてきているといえる。

そのような中であって、今日の社会の変化に対応する教育のあり方として、新たに生涯教育の必要性が強く叫ばれてきており、その推進の中心として社会教育へ寄せられる期待はますます高まってきている。

それだけに、社会教育行政における予算の確保は、これからの社会教育の振興のみならず生涯教育推進にとって、極めて重要な意味をもつものであり、そのために社会教育行政担当者は、予算確保のために最大の努力をする必要がある。

特に、社会教育事業を実施する公民館関係職員は、単に従来までの事業を踏襲して実施するだけでなく、事業全体を見直し、長期的展望にたった体系化された公民館事業の総合的計画の策定を行い、それを基本とした個々の事業の教育効果、予算の効果等を明確にし

ていくことが必要である。

さらには、社会教育の本来の姿は、住民自らの自発的な学習や文化・スポーツ活動に基盤を置くものであるという基本的立場にたって、公民館で実施する事業の中で、民間団体やグループ・サークルにまかせられるものは思い切ってまかせたり、また、個人にのみ還元する内容の事業については、受益者負担の原則を導入するなどして、住民の自発性を高める方策を検討していくことも必要である。

また、一方では、公民館が地域住民のための学習拠点と位置づくためにも、公民館が他の行政機関や教育機関、団体等との連携・協力を推進する拠点として機能し、事業の展開を図っていく施策等も併せて考えていくことが大切である。

(2) 他の教育機関・施設相互の連携・協力を推進する核として

① 自治（町内）公民館の活性化と連携・協力を推進する

住民が日常的に学習を行うためには、何よりも身近かに学習する機会や場が存在することが必要である。その意味から町内会単位等で設置されている自治（町内）公民館の存在をみのがすわけにはいかないだろう。

県内の公立公民館の8割がその対象区域に自治（町内）公民館を持っており、しかも相互に何らかの関係を持っているという調査結果である。また、市町村によっては、これらを分館的存在として位置づけその関係を強化しているところもある。

また、これら自治（町内）公民館には運営委員会等が設置され、自主的に種々の事業が展開されており、一部の地区によっては公立公民館に匹敵するような事業を展開している自治（町内）公民館もあるが、大部分の自治（町内）公民館は運営のあり方や望ましい事業計画について模策の状態にあるといえる。

このことは、自治（町内）公民館が地域住民の自主性に基づき建設され、運営されているものであり、公立公民館に比べ、人的、物的、財政的にも厳しい状況にあるだけに仕方のない面もあるが、生涯教育推進が叫ばれている今日、地域住民にとって身近な学習施設としてとらえるならば、今後公立公民館は自治（町内）公民館との連携を深め、協力、援助する方向で自治（町内）公民館活性化の方向を真剣に考えていくべきである。

しかし、あくまでも自治（町内）公民館は町内住民の共同の施設であり、住民の参加と協力により自主的に運営される。いわば住民自治の場である。ここでは住民の自主的発想によって身近な日常生活上の学習や地域課題解決のための活動が展開されるべきものであり、これらの活動は尊重されなければならない。そのためには、公立公民館は自治（町内）公民館を一方的な下請け機関とするのではなく、あくまでも地域における生涯教育推

進の場として位置づけをする必要がある。

さらに、今後は自治（町内）公民館活動の活性化を図るために、公立公民館との連携を密にし、財政的援助だけでなく、求めに応じて積極的に住民のための学習機会の提供や学習情報・資料等の提供等の援助をすべきである。また、公立公民館が中心になって市町村内の自治（町内）公民館の連絡会を組織し、自治（町内）公民館相互の情報交換や連携を図ったり、研修の機会を設けることも併せて考えていくことが大切である。

② 他の教育機関・施設相互の連携・協力を推進する

公民館が今後地域の生涯教育推進の中心施設として、他の教育機関・施設相互の教育事業と連携・協力を図る機能を持つ必要があることは、すでに前章で述べたとおりである。

最近では、公民館や社会教育関係機関だけでなく、他の行政部局やそこで設置された機関や施設などでも、住民を対象とする学習機会の提供が広く行われるようになってきており、地域によってはむしろこれらの機関・施設が行う学習機会提供事業の方が多いたるところさえでてきている。

住民の立場から考えると、これらの学習機会提供事業の実施主体がどこであろうと、それは一向にかまわないわけであって、むしろその機会・学習プログラム、運営が学習者にとって適切であればよいのである。

しかしながら、現実には、一住民が学習要求を持って、いつ、どこで、どのような学習提供事業が行われ、どのような手続きが必要かなどの学習情報は必ずしも住民に周知されていないのである。

そのためにも、公民館が中心になって学習提供事業を行っている機関、施設、民間団体等と連絡を密にし、それらが行う学習提供事業について日常的に学習情報として提供できるシステムを確立しておくことが大切である。生涯教育を推進していくための拠点としての公民館の機能として、これらの学習機会提供事業の連絡調整や学習相談に応じられることはこれからの公民館の新たな機能として不可欠といえる分野である。

本県では、現在のところ公民館はその機能を十分に整えていないし、さらに公民館と他の機関・施設との連携も必ずしも十分とはいえない状況にあるといえる。

当面は、公民館が主体となって管内の他の教育機関・施設等の定例的な連絡会を発足させるなどして、相互の連携・協力体制づくりに着手することが必要だろう。そのことが他との事業提携、情報提供、人材交流、学習教材・教具の貸借、施設の貸借等の相互協力の足がかりとなるものであり、地域における教育機関としての公民館の位置づけが確立されてくるのである。

また、その連携・協力の範囲は単独の市町村のみならず他の自治体、さらに県の機関・

施設へと広げていくことが大切である。

2. 生涯教育を推進する公民館の管理・運営方針の確立のために

(1) 公民館の主体性を確立する

第Ⅱ章で述べたとおり、調査結果によれば、教育委員会と公民館の間に予算・職員・事業の面での区別が明確になっていない市町村が多く、その関係は「混然一体となって判然としない」と答えた公民館が70％あることが明らかになった。もちろん、この数値は、市町村の予算規模や職員体制等の条件が深くかかわっていることが考えられるだけに、一概にこのことだけで市町村の社会教育行政や公民館活動の評価を行うことは早計であろうし、また、このことは、社会教育法第5条（市町村教育委員会の事務）と第22条（公民館の事業）の関係として、過去において種々討議されてきた分野でもあり、結論が出しにくい面もある。

しかし、基本的には、住民を直接対象とする事業は教育機関である公民館が担当し、そのための条件整備は教育委員会が行うといった役割分担を明確にすることが望ましい姿だと考える。そうすることにより、地域における住民の学習機関としての公民館の主体性が確立されることになり、これからの生涯教育を推進していく拠点としての役割が発揮される。しかしながら、さらに調査結果を見ると、公民館が行った事業に対し、館長に決裁権及び予算執行の権限が与えられているのは30％しかなく、このことも公民館の主体性を考えた場合、現実には、大きな課題にあるといわざるを得ない。

また、職員にしても、社会教育行政と公民館職員を兼務している場合が多いことも、公民館の主体性を阻害する原因となっているともいえる。これらの課題を早急に解決することは困難が予想されるが、公民館に主体性を持たせ、その活動の振興を図るためには、何よりも生涯教育時代における公民館の役割について、公民館職員自身が十分認識することが肝要であり、また、行政部局や地域住民への周知徹底を図ることも生涯教育推進の拠点となる公民館の確立に極めて重要な要素となるものである。

(2) 地域住民の公民館利用を促進する

公民館がいくら学習機会を提供、援助しようとしても、住民の参加及び利用がなければその存在意義はないに等しい。地域住民の学習参加及び利用の促進を図るため、地域の実態に即して、公民館の管理・運営方針を確立する必要がある。

このことについて、「生涯教育時代に即応した公民館のあり方」（昭和59・3全国公民館連合会第5次専門委員会答申）は「類似施設や法人立の公民館といわれるものを除き、

既存の公民館のうち圧倒的多数を占める公立の公民館は、21世紀を「目ざす生涯教育の重要な機関として、それにふさわしい管理・運営をしなければならない。公立公民館は、特に関係法令や条例・規則によって制約を受けるが、そのもとにおいても日常の運営に工夫をこらし、住民に活用されるものにならなければならない」と述べている。

ここでも強調されているように、これからの公民館は、生涯教育を推進する視点から住民本位にその管理・運営を見直したり、工夫をするよう求められているのである。

しかし、県内の実態をみると、例えば日曜日を休館日としている公民館が $\frac{1}{3}$ もあり、利用者にとって非常に不便な状況にある。このことは第Ⅱ章で問題点として指摘しているとおりである。その背景には職員の勤務条件や財政上の問題等が考えられるが、公民館の管理・運営は住民の利用に供されるべきものであるという設置目的からすると、考慮される重要な課題といえる。

また、最近県内でも財政事情等の理由により、職員を減員したり、公民館の管理、運営をすべて第3セクター等に委託する動きもある。このことは、地域住民の学習活動を啓発し、援助するという公的教育機関としての公民館の機能の低下をきたすことになるといえる。

その他にも、公民館の管理、運営上の問題は数多くあるが、いずれにしても市町村の社会教育行政施策に照らし検討が望まれるところである。その際、公民館は地域における生涯教育推進の中心となるべき機関であり、さらに新しい地域社会の形成を図る拠点、即ちコミュニティづくりの実践拠点を目指していることを忘れてはならない。

(3) 個人学習に対応できる公民館の管理・運営方法を考える

公民館が多くの住民に積極的に活用され、しかも効果的に活用されるためには単に大型化・デラックス化した公民館を建設すればよいというのではなく、公民館の施設・設備の内容の充実とその機能を高めることが必要である。社会教育法にみられる社会教育の定義では、「……主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動という」とあり、従来は団体・グループ・サークルの利用を想定した公民館づくりであったが、社会の変化とともに住民の個人個人の学習要求は高度化、多様化してきており、そのためには個人学習にも対応できる公民館の管理・運営が求められているのである。その第1は、何と云っても個人の学習要求に応えられる学習機会や学習内容が用意しておくことであり、第2は、個人が必要とする学習情報が適切に提供できるよう整備され、提供されることである。第3は、個人の学習相談に応じられる職員が配置されていることであろう。さらに欲を言うならば、第4に、第1から第3のことを実現するために必要な施設・設備が整えられ

ていることである。もちろん、このことは集団学習への対応も可能であることを意味していることは言うまでもない。しかし、財政事情の悪化や職員体制の不備の中で、これら全てを要求することは困難も予想されるが、可能なところから手がけ、望ましい方向へ転換していくことが必要である。例えば、公民館図書室には単に閲覧サービスだけでなく、学習情報センターとして、また学習相談センターとしての機能をもたせ、図書司書や図書担当者に学習相談員としての専門性を持たせたり、展示室に学習相談コーナーを設けたり、また視聴覚室を利用して、身近で行われている学習活動の紹介を視覚に訴えるなど、既存のものでも工夫すれば改善していくことが可能だと考える。そのための前提条件として、日頃から、①人びとが気軽に立ち寄れる雰囲気をつくるため、人びとが自由に歓談したり、お茶が飲めたり、新聞・雑誌が読めたりする場を整備しておくこと。②施設・設備の個人利用を認めること。③人びとの期待する学習情報が整備され、自由に手に入れられること。④展示室・ロビー等が人びとに開放され、人びとの創作発表等に供されることなどを考えておくことが大切である。

(4) 公民館運営審議会の活性化を図る

公民館運営審議会設置の主旨は広く地域住民の意見を聞き、公民館の管理・運営に反映させることにある。言い換えれば公民館が地域住民に開かれた施設になるかどうかは、公民館運営審議会の働きにかかっているといても過言ではない。

しかし、本県の実態は公民館運営審議会そのものを設置していない公民館が18%もあり、また、設置している公民館でも、会議の開催をみると年間2回以下が55%という現状である。このことからすると、本県の公民館運営審議会の機能が活かされているとは言い難く、その形骸化が指摘されるところである。

公民館運営審議会の活性化のためには、基本的には本当に民意が反映される組織になっているかどうかにある。特に公民館が住民に開かれたものになるためには、1号委員（学校の長）、3号委員（学識経験者）はともかく、2号委員（団体機関の代表）の選出に十分に配慮し、その比率が高まる方策を検討すべきである。また、会議の回数や内容についても、地域の実態や、住民の学習ニーズ等を考慮し、あくまでも民意反映という視点に立って決定していくべきである。

特に今後は生涯教育を推進する拠点であるという視点から、生涯教育という新しい概念について理解してもらうとともに、主体者となれる公民館の管理・運営のあり方について委員の意見を聞くことが大切である。

そのためには、委員相互の研修はもちろん他の研修会等への委員の参加及び公民館利用

者との交流会の実施等が必要である。

3. 生涯教育を推進する事業を展開するために

(1) 学級・講座のあり方を見直す

学級及び講座の開設は公民館が行う事業の大きな柱の一つであることは言うまでもない。特に、管内に他の教育機関、施設の少ない農村部においては、住民の学習の場や機会としての学級・講座は不可欠である。

しかしながら、県内の実態をみるとその開設数や学習内容は必ずしも十分とは言えず参加者も固定化傾向がみられ問題点として指摘されているところである。

また、学習内容は総じて、趣味やレクリエーション的なものが多くを占めており、個人の欲求の充足だけにとどまっていることも問題である。

最近では、民間のカルチャーセンターや企業、団体、さらには他の公的機関・施設が開設する各種の教育・文化・スポーツに関する教室や生活技術講座等が増える傾向にある。特に現段階でこの傾向は都市部において顕著であるが、都市化現象とともに次第に農村部へ浸透してきており、今後一層その広がりが増してくると考えられる。

従来の公民館が行う学級・講座のあり方が問われ出したのもそのためである。もちろん公民館における学級・講座は、公民館がもつ大きな機能であり、その充実を図ることは言うまでもないが、問題はその方法、内容である。

外部講師を招へいして講義を聞くだけの学級・講座では、多様化、高度化した人びとの学習要求を充足させることは困難であろうし、また学習内容にしても画一化されたものだけでは不十分である。さらに、身近かな民間企業や団体で行われている学習内容と同じ場合は、公民館としてあえて競合してまで実施する必要もなく、地域の実態を十分考慮しながら学級・講座の内容を決定すべきである。

このような意味から、これからの公民館は、公的教育機関として実施しなければならない学級・講座が何かを十分考え、その内容・方法を検討していく必要がある。そしてその成果が、個人の欲求の充足とともに地域に還元されるような工夫がぜひ必要である。

今後は特に、地域の人びとの生活課題や地域課題に結びついた学習内容を吟味し、所期の目的にあったプログラム化が必要であろう。そのためには、地域の特性をつかみ、何が課題なのかを把握し、その解決にむかって公民館は何をしなければならないのか、さらに何ができるかを検討し、それを具体的に学級・講座の学習内容として取り入れていくべきである。

(2) 個人学習の機会・場を拡充する

59年3月の福岡県社会教育委員の会議の建議は「学習の機会と場の拡充」の中で、「社会教育における学習の形態には、人びとが図書、放送などの学習媒体や図書館、博物館などの資料を活用して進める個人学習と、学級・講座や講習会などのように複数の人びとが集まって学習する集合学習とがある。これまで、ややもすると社会教育の学習の機会と場は、公民館が行う学級・講座や社会教育関係団体が行う活動に比重をおいてきたきらいがある。今後は、それらの拡充を図るとともに、人びとの多様な生活実態と学習要求の多様化、高度化に対応した学習の機会と場の拡充が図られなければならない」としている。

このことは、従来公民館は集団学習形態を中心にとりこんできたが、今日のように、人びとの学習要求が多様化、高度化してくると、これらの要求の一つひとつに応えることは不可能であり、さらに、集合学習とともに個人学習の必要性も高まってきており、改めて公民館における学習形態を見直すことを求めたものといえる。

本県では、個人学習者に対する公民館の対応はまだ十分とはいえない。それは、公民館の個人利用者の調査結果をみても明らかで、年間を通して1,000人未満の利用者しかない公民館が32%、まったく個人利用者がいない公民館が31%といった状況にある。

しかしながら、今後は個人の学習要求の高まりが予想されるだけに、組織化された団体やサークル等だけを公民館利用者の対象とするのではなく、個人の学習要求に応えられる公民館の体制の整備が必要である。

とはいっても、公民館が個人のすべての学習要求に直接応えることは、現段階での人的、物的体制の中ではとても期待できない状況である。そこで、個人の学習要求に公民館が直接応えられない分野については、公民館が他の機関・施設及び団体等が行う学習事業やその他催し物等について十分な情報を集収し、その情報を提供する総合案内窓口としての機能を備えておくことが必要である。

(3) 学習情報提供・学習相談事業を拡充する

公民館が地域の身近な学習情報センターとして地域住民の学習要求に応えるためには、日頃から住民の必要に応じて適切に提供できる学習情報を整備し、いつでも、誰でも活用できる体制が確立され、しかもそれが地域住民に周知されておく必要がある。

このことは、今後の公民館にとって非常に重要な課題である。

そこで、公民館はいかなる学習資料や情報を収集し、整理し、提供できるようになればよいのだろうか。

公民館で収集・提供する資料として、社会教育概論（湯上二郎編著・日常出版）の中で

は、

- ① 人びとの文化活動圏内の公的な社会教育事業
- ② 図書館・博物館・青少年教育施設・婦人教育施設・視聴覚センター・文化施設・体育施設・福祉施設等の所在、特色、事業
- ③ 大学・専修（各種）学校・高等学校等の公開事業
- ④ 社会教育関係団体、文化・体育・福祉団体等の所在や活動・事業状況
- ⑤ 放送局・新聞社・デパートその他民間団体・機関の社会教育・文化事業
- ⑥ 学習課題別の講師・指導者・ボランティア等の人材
- ⑦ 印刷資料・音声資料・映像資料等の学習資料（印刷資料では行政機関や教育機関が発行した社会教育関係の事業報告書、統計書、調査研究報告書、答申、建議、家庭教育、青少年教育等のための刊行物、学習や研修のために作成した教材・テキスト類、学習記録・文集など）

と述べており、さらに、このほかに地域の実態に即して収集することが望まれる資料があるとしている。

また、「公民館における新しい事業の開発」(文部時報第1264号57・9、福岡教育大学三浦清一郎)の中では、「公民を育成する見地から、地域社会に関する、(1)経済情報、(2)政治・行政情報、(3)集団活動を促進・助長させ、市民に参加交流を呼びかける社会情報、(4)教育や文化等学習や鑑賞や創作についての情報、(5)余暇情報などの草の根情報が提供される必要がある。」と述べている。

このことからわかるように、今、公民館として収集、整理し、提供しなければならない学習情報は多岐にわたっており、その量も膨大である。これらの情報を可能なかぎり収集に努めることが大切なことは言うまでもないが、当面は自分の公民館にとって、現在の学習資料・情報が必要かを選択するとともに、収集できないものについては、どこに聞けばその情報があるのかという情報源情報の収集に努めることが大切である。

というものの、一公民館が多くのかかも広域的な学習資料・情報を収集することは非常に困難を伴うものであり、その効率からも得策ではないといえる。学習資料や情報の内容によっては県段階で行うとか、共同収集し一定の場に保管して置くなどして、必要に応じて市町村に提供するといったネットワークを確立することも併せて考えていく必要がある。

その意味からも、本県で昨年4月オープンした県立の公民館ともいえるべき社会教育総合センターの機能の1つにあげられている情報提供、学習相談事業の充実は、今後市町村に対する情報提供活動の中核になるものとして期待がもてるものである。

もちろん、地域の身近な情報を収集・提供するために、公民館が地域内の関係機関・施

設及び団体相互の情報収集・提供システムを確立し、その中心機関とならなければならないことは言うまでもないことである。

また、いくら学習資料や情報を収集してもそれが整理され、効果的に活用されなければ何もならないことであり、収集された学習資料や情報を地域住民に適宜知らせるとともに、公民館に行けばあらゆる学習資料や情報が入手でき、また入手できなくてもその所在がわかるといった公民館の機能の充実が大切である。

公民館が行う情報提供の効果的な媒体として「公民館報」等が考えられるが、その内容、発行回数、配布対象等を再度見直すとともに、公民館利用者等を通して常に公民館がもつ学習資料や情報についてPRしていくことが大切である。

さらに、具体的な学習内容、方法の相談に応じるため、学習相談員の設置や電話相談体制の確立も今後の大きな課題である。

(4) コミュニティづくりのための事業を推進する

このことについて、県社会教育委員の会議は今後の課題として、「地域づくりのための社会教育活動は、これまで公民館の活動や団体、グループなどの活動を中心として進められてきたが、今後は、地域のすべての人々が相互に交流を深めそれぞれの立場から積極的に参加し、自らの地域は自ら守り育てるものとして展開されなければならない。」と述べ、さらに「このような地域活動を促進するために社会教育行政においては、ふるさとの将来を考える住民シンポジウムの開催、郷土に伝わる生活文化の学習会、あるいは地域ぐるみで行う奉仕活動や生産活動などを通して、人びとの自治意識を高め、地域連帯意識の啓培を図り、新しい地域社会の創造に資するための事業を積極的に実施する必要がある。」と指摘している。このことからしても、事業実施主体である公民館にコミュニティづくりのための施策の展開が期待されているのである。

特に、今後公民館はコミュニティ活動を推進する上で、次のことに取り組みたいものである。

① 地域の学習グループ、団体を育成、援助するとともに連携を図ること

地域では、数多くの自主グループ・サークル及び各種団体が教育・文化・スポーツ活動等を展開しており、今後ともこれらは一層増加することが予想されている。これらの活動は人びとの自治意識の高揚や連帯意識の啓培、地域の民主性や連帯性を図る上で重要な役割を果たしているものであり、大いに奨励されるべきである。公民館はこれらの活動を援助するため、リーダーの養成や情報、資料の提供、学習相談などに積極的に応ずるとともに日頃からグループ・サークル・団体等の名称や連絡先及び活動内容等を把握して、いつ

でも連絡がとれるパイプを通しておくべきである。

本県の調査では、公民館と社会教育関係団体との関係は非常に密であることが明らかになったが、これに反して、自主グループ・サークルの実態については意外に把握されていない状況である。これからの公民館としては、これら自主グループ等の実態についても情報を入手し、その活動内容や加入方法等について住民に知らせるとともに、その代表者の連絡会等の場を設置するなどして学習活動を結ぶ機会を与えるなどの手だてを考えていくことが大切である。

② コミュニティ指導者の発掘と活用

地域にはすぐれた経験や能力を持つ人、さらに地域のために何か役に立ちたいという人が多くいると考えられる。公民館がこれらの人びとを掘り起こし、コミュニティ活動の指導者として活用していくことはコミュニティづくりを推進していく公民館の機能として見直さなければならない分野である。県内でも宗像市の「市民学習ネットワーク事業」に代表されるように、人材活用と学習活動を結ぶといった事業がいくつかの市町村で試みられている。これらの試みは、単に現在社会教育行政体制の貧弱さをボランティアで補うといった発想ではなく、社会教育の本来の姿である人びとの相互学習や地域活性化のために必要な事業であると受けとめ、これからの社会教育推進の中で大いに奨励されるべきである。

人びとのこうした自主的な社会参加活動こそコミュニティづくりにとって重要なのであり、公民館として積極的に取り組む必要がある。

③ コミュニティ活動推進のためのプログラムを創造し、実践すること

今後、活力に満ちたコミュニティづくりを推進していくためには、何といたっても人びとが相互に交流を深め、1人ひとりが個人として、また、団体やグループ活動を通して地域課題解決のための学習や活動に積極的に参加していくことが大切であり、しかもその成果が地域社会の発展のために生かされる必要がある。

このことについて、「公民館における新しい事業の開発」（文部時報第1264号57・9 福岡教育大学三浦清一郎）の中では『公民を育成する』という視点から「公民館は意図的・計画的に地域の問題を掘りおこし、それを地域の人々の手をかりながら教育的・社会的に解決していこうとするコミュニティープログラムの創造を必要としている。」と述べ、さらに「公民館のコミュニティープログラムは大人が地域のために貢献するプログラムである。」と強調している。

現在、公民館は地域住民の交流と連帯を図るため数多くの事業を実施しているが、その内容を見ると、体育事業（体育祭・ソフトボール・バレーボール大会等）や文化事業（文

化祭・文化講演会等)が主流になっている。もちろん、事業それ自体には大きな意味があり、今後も奨励される必要があるが、要はその事業を実施するまでの過程をもっと重視すべきであろう。即ち、企画段階から住民の参加を積極的にすすめたり、当日の運営を行政や公民館職員が行うのではなく住民の手で行うなどの方法を考え、その中で、意図的、計画的に地域課題の掘り起こしや解決の糸口を見い出す手だてを考えるべきである。この実践はすでに試みられている市町村もあるが今後一層強調される必要がある。

このことから、地域の問題に大人をどうかかわらせ、参加させていくか、また、そのための場・機会をどう創りあげるかについて検討していく必要がある。そのために公民館は地域住民の意識や生活上の課題を的確につかみそれを学習課題として掘り起こし、さらにその解決のための実践活動へと展開する方向で新しいコミュニティづくりのためのプログラムを創造するべきである。



柴燈護摩修法



如法寺仁王と千手観音